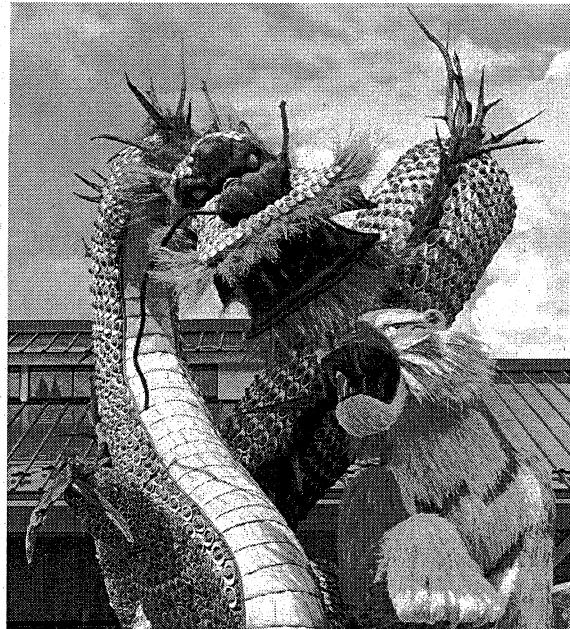


令和元年度
(2019年度)

ハジメハシテ

Build Back Better



大造り物：山都町八朔祭

上益城はひとつ

熊本県上益城教育事務所

「みどりかわ」の活用について

未曾有の被害を被った熊本地震から、あと数ヶ月で4年目を迎えようとしています。施設等の環境面の整備は進んでも、心的な面を含めた完全復興までは未だ道半ばにあることが、心のケアが必要とされる児童・生徒の数から感じられます。

早期の完全復興を願い、4年前から「上益城はひとつ」「Build Back Better」という言葉を本誌の表紙には使ってきました。

上益城の先生方には、被災の大きたった地域であるがゆえに担う業務も多く、少しでも負担を軽減したいと考えてきましたし、「みどりかわ」の作成に当たっても、学校にとつてすぐに役立つことにテーマを絞って作成することにしました。

小学校学習指導要領は、令和2年度から全面実施となりますし、中学校は令和3年度から全面実施となります。経営案や諸計画の見直しに当たっては、学習指導要領をじっくり読み返しながら、そのポイントを確認する作業が必要です。こうした作業を、何とか効率よく見直しができないものかと考えました。

そこで、上益城教育事務所では、令和元年度（2019年度）「みどりかわ」のテーマを、「学習指導要領全面実施準備のための参考資料」としました。令和元年度（2019年度）「みどりかわ」を、これからの中学校実施に向けた計画等の見直しに活用していただき、学校の働き方改革にお役に立てれば幸いです。

また、年度末や年度始めには、先生方は、公簿等の整理や次年度用の準備に当たられます。そこで、学校訪問等での気づきを基に、「公簿等の例示資料」を作成しました。公簿等は、あくまでも町教育委員会の指導に基づき作成されるのですが、参考になる点があれば活用していただき、働き方改革にお役に立てれば幸いです。

最後になりましたが、「みどりかわ」の作成に当たり、情報を提供していただきました各町教育委員会の教育長先生、そして、該当小・中学校の校長先生方に厚く御礼申し上げます。

〈 目 次 〉

◆ 「みどりかわ」の活用について P 1

I 学習指導要領全面実施準備のための参考資料

1 社会に開かれた教育課程編	P 4～ 5
2 総則編	P 6～ 9
3 評価編	P10～13
4 総合的な学習の時間編	P14～15
5 特別の教科 道徳編	P16～17
6 特別活動編	P18～19
7 特別支援教育編	P20～23

II 公簿等の例示資料

1 指導要録(学籍に関する記録)	P25
2 指導要録(指導に関する記録)	P26～29
3 指導要録(指導に関する記録・特別支援学級用)	P30～31
4 出席簿	P32～33
5 児童生徒健康診断票	P34～35
6 転出入簿 除籍簿	P36
7 週計画案(教務必携等)	P37
8 安全点検簿	P38～39

III 教育諸計画等の作成に関するチェックリスト P40

I 学習指導要領全面実施準備のための参考資料

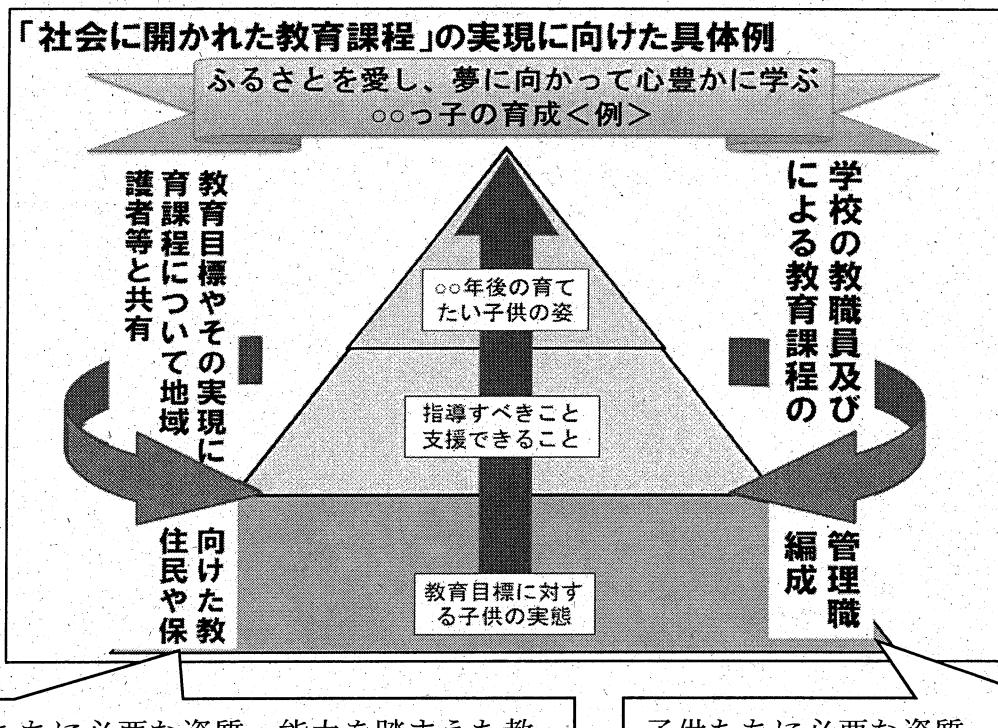
1 社会に開かれた教育課程編

今回の学習指導要領改訂において、その理念を明確にし、社会で広く共有されるよう新たに前文が設けられました。その中に、「社会に開かれた教育課程」の実現を目指すことについて示されています。そこで、これまでに文部科学省や県教育委員会が作成した資料を使い、「社会に開かれた教育課程」について整理してみます。

(1) 「社会に開かれた教育課程」の捉え方

「社会に開かれた教育課程」とは、学校教育において子供たちにどのような資質・能力を育むのかを学校と社会とが共有することであり、その実現に向けて連携・協働を進めていくことが重要になってきます。

【「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた具体的なイメージ】

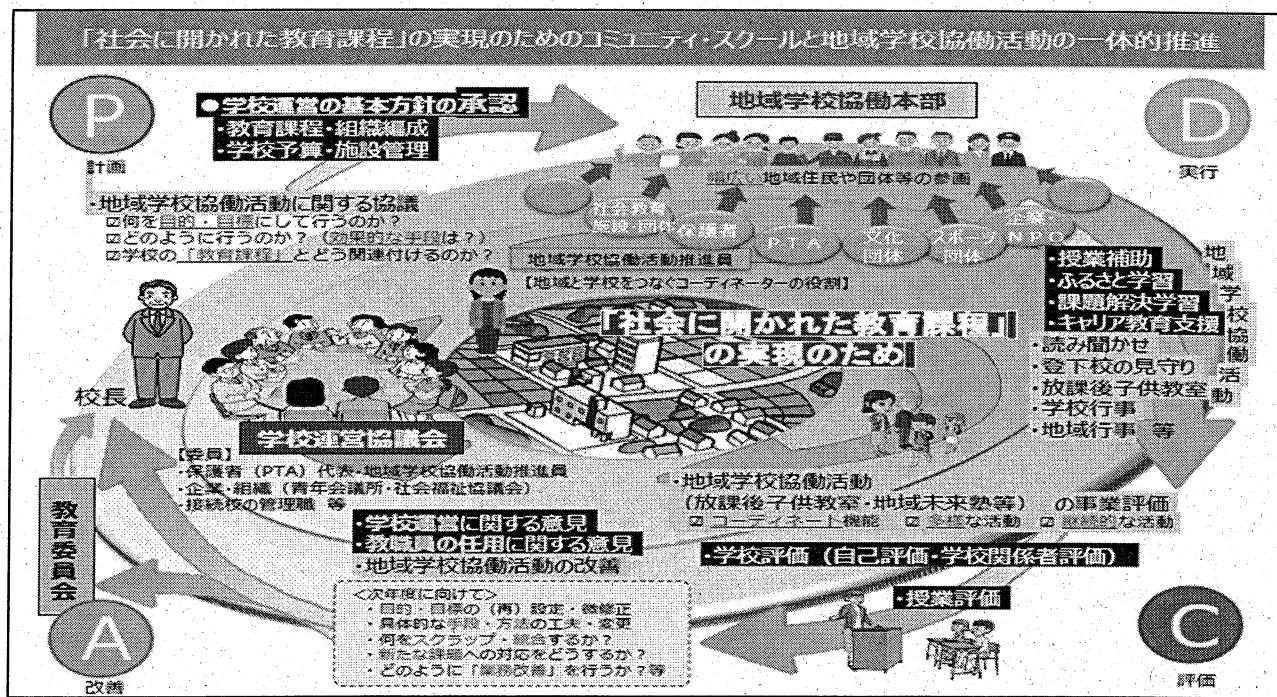


(2) 「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて

「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進を行っていくようお願いしているところです。

学校運営協議会では、学校の課題解決に向けて協議をすることで共通理解を図ったり、学校運営の方針について承認したりします。それらの解決策を具体的な活動（地域学校協働活動）につなげていくために、地域学校協働活動推進員が橋渡し役となります。

また、活動を行って終わるのではなく、評価検証も行い、改善につなげていくPDCAサイクルを行うことが重要です。具体的には、右頁のような内容に配慮しながら推進していただければと考えます。



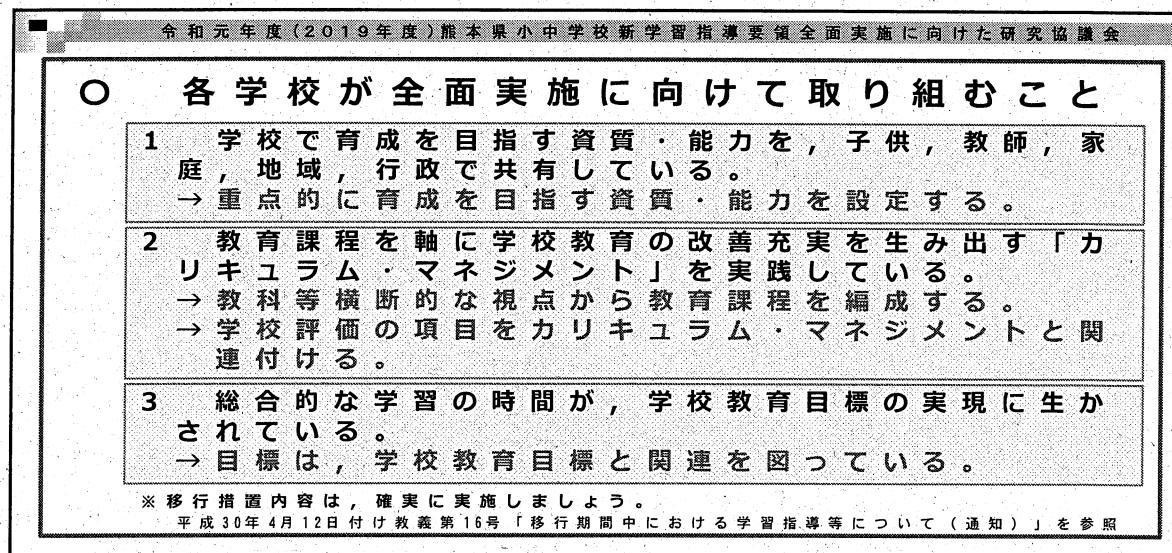
P l a n (計画)	学校運営協議会において、地域学校協働活動に関する以下のような内容について協議を行います。 <ul style="list-style-type: none"> □何を目的・目標にして行うのか。 □どのように行うのか。(効果的な手段等) □学校の「教育課程」とどう関連付けるか。
D o (実行)	地域学校協働活動推進員が、学校運営協議会で出された学校や地域、子供たちが抱える課題を解決するための一方策として、地域学校協働活動につなぎます。地域学校協働活動とは、次のような活動です。 <ul style="list-style-type: none"> □幅広い地域住民の参画を得る。 □地域全体で子供たちの学びや成長を支える。 □地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う。 <p>ここで大切なことは、行政や子供たちも含めた五者連携を図る中で、学校として育成する資質・能力を明確にし、それらを共有し連携・協働することであり、単に学校外の体験や外部講師を増やせばよいわけではありません。</p>
C h e c k (評価)	以下のような点について、地域学校協働活動の評価を行います。 <ul style="list-style-type: none"> □学校の教育課題等の解決につながっていたか。 □多様な活動ができたか。 □継続的な活動になっていたか。 <p>(方法：授業評価・学校評価(自己評価・学校関係者評価))</p>
A c t i o n (改善)	次年度に向けて、以下のような点について改善を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> □目的・目標の(再)設定・微調整。 □具体的な手段・方法の工夫・変更。 □何をスクラップ・統合するか。 □新たな課題への対応をどうするか。 □どのように「業務改善」を行うか。等

2 総則編

小学校は令和2年度から、中学校は令和3年度から新学習指導要領が全面実施となります。また、ここで取り扱う総則編の内容については、先行実施になっています。

全面実施に向けて各学校で取り組んで欲しいことを、令和元年度（2019年度）熊本県小学校（中学校）新学習指導要領の全面実施に向けた研究協議会（総則部会）等の資料を使って、まとめてみます。

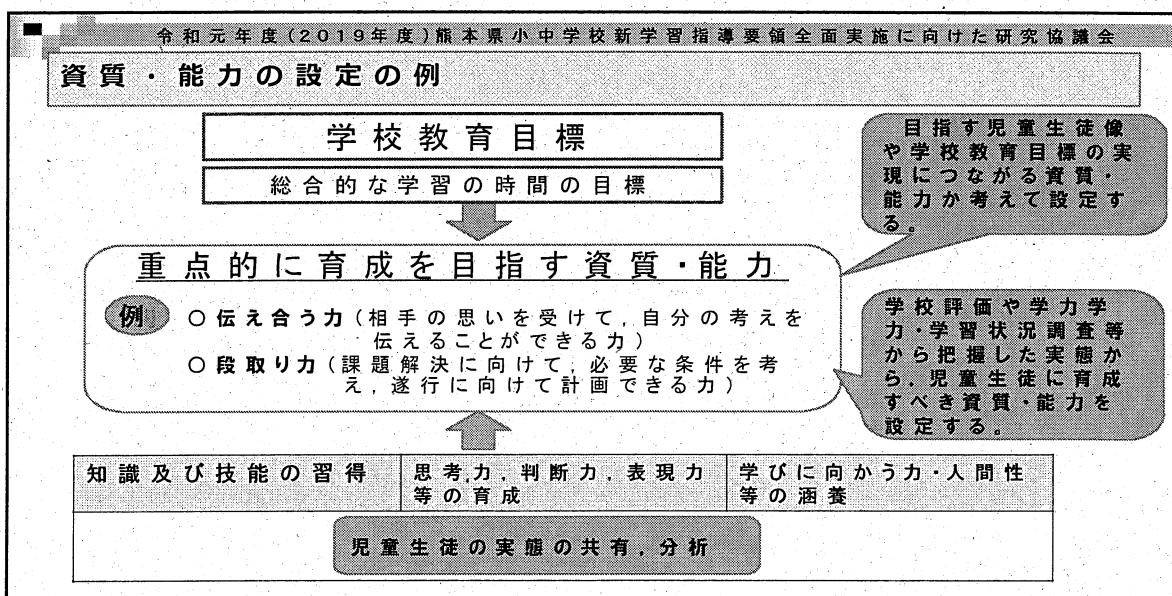
新学習指導要領の全面実施に向けて、今から取り組んで欲しい総則編に関する内容は、主に次の3点です。



（1）育成を目指す資質・能力の明確化と共有化

まず、学校教育目標の実現に向け、重点的に育成を目指す資質・能力を設定します。

また、育成を目指す資質・能力を3つの柱（「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」）で整理し、偏りなく資質・能力が育成できるようにします。



次に、どのようにして資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしながら、学校の目指すべき教育の在り方を家庭や地域と共有します。そのうえで、連携及び協働することにより実現を図っていきます。

その際、共有の手立てとしては、学校経営方針やグランドデザイン等の策定や公表が考えられます。

令和元年度（2019年度）熊本県小中学校新学習指導要領全面実施に向けた研究協議会
解説 P47

基本的な方針を、家庭や地域とも共有していくことが重要

「社会に開かれた教育課程」の理念に基づき、目指すべき教育の在り方を家庭や地域と共有し、その連携及び協働のもとに教育活動を充実させていくためには、各学校の教育目標を含めた教育課程の編成についての基本的な方針を、家庭や地域とも共有していくことが重要である。そのためにも、例えば、学校経営方針やグランドデザイン等の策定や公表が効果的に行われていくことが求められる。

共有の手立て：グランドデザインについて

※ 全ての教育活動の基となるもの。学年学級経営、教科指導、行事、総学、委員会、他校務分掌全て）これを基に、PDCAサイクルを回す
※ 各学校の教育の全体構想。どのような学校を目指して、子供たちに、どんな力を、どのような手立てで年間を通じて付けていくのか分かりやすく示す。

参考のため、山都町立矢部中学校のグランドデザインを使って例示します。

教科等横断的な視点に立った資質・能力

- ① 学習の基盤となる力（言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力）
- ② 現代的な諸課題に対して求められる力（地域の伝統・文化・産業等を理解し、自他の大切さを認め多様な他者と協働しながら、豊かな人生の実現や地域創生等に向かって挑戦する力）

学校として育成を目指す資質・能力

- ① 学んだことを、これまでの学びと関連付けて活用し、生活に生かしていく力（知識・技能の習得）
- ② 自分の考えを伝え合い、見通しを持って課題を解決していく力（思考力・判断力・表現力の育成）
- ③ よりよい生き方や社会のために、自ら学び、協働して活動しようとする力（学びに向かい合う力・人間性）

学校総体として重点的に育成を目指す資質・能力を3つの柱から示しております。また、教科等横断的な視点から総合的に育成する資質・能力も同時に示すことで、他の計画との関連が図りやすくなっています。

調査の活用とカリキュラムマネジメントと関連付けた学校評価の実施

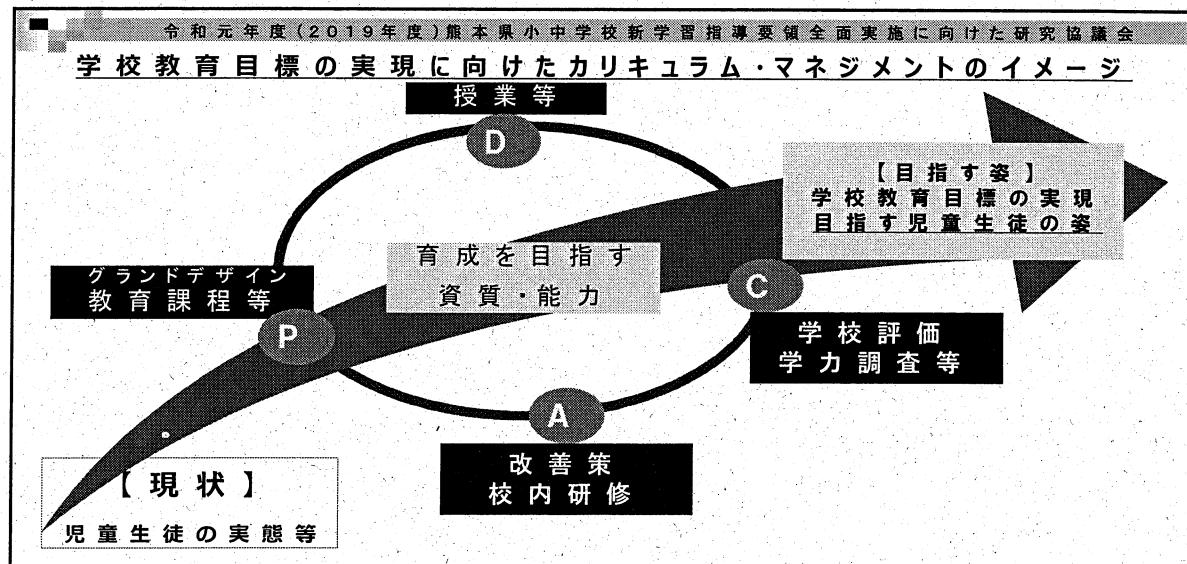
能力	「能力」……「自分が表現し続ければ表現できる」（学年別：85%、学年跨：85%）
働き	「働き」……「はつきりとした行動をしている」（学年別：90%）、「この学校へ来た」（学年別：95%）
健	「健」……「健康面で体を高めている」（学年別：90%）、県幼・運動能力で県外に見える娘（60%）
人情	「人情」……「いい人間がよくするために学んで居る」（学年別：90%）
信	「信される学校」「信頼される学校・地域の運営が行われている」（学年別：90%）

育成を目指す資質・能力を育むための重点努力事項とともに、数値目標が示しております。具体的な手立てと目指すゴールの明示により、PDCAサイクルがイメージしやすくなっています。

(2) カリキュラム・マネジメントの実践

2点目は、カリキュラム・マネジメントに取り組んでください。

カリキュラム・マネジメントの目的は、学校教育目標の実現にあります。その関連を図示すると次のようにになります。

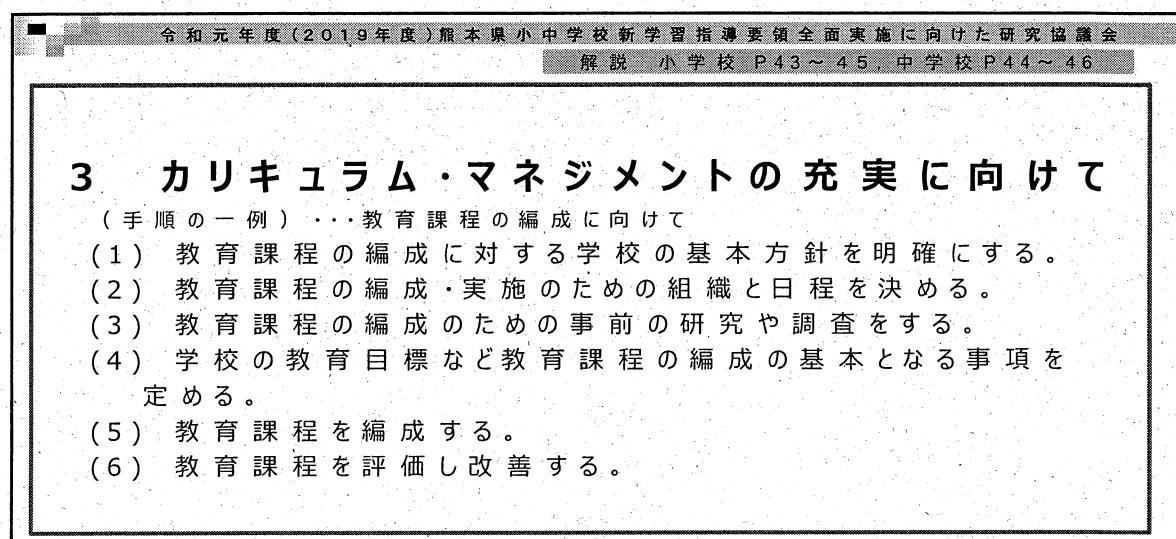


本図のように、PDCAサイクルの中で学校が抱える課題を改善し、より質の高い教育活動を創造することで、最終的に学校教育目標を実現するには、カリキュラム・マネジメントにどう取り組めばよいのでしょうか。

学習指導要領には、カリキュラム・マネジメントに3つ（①～③）の側面から取り組むように示してあります。

- ① 児童（生徒）や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと
- ② 教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと
- ③ 教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと

また、カリキュラム・マネジメントに実際に取り組む際の具体的な手順の例が、学習指導要領に次のように示してあります。



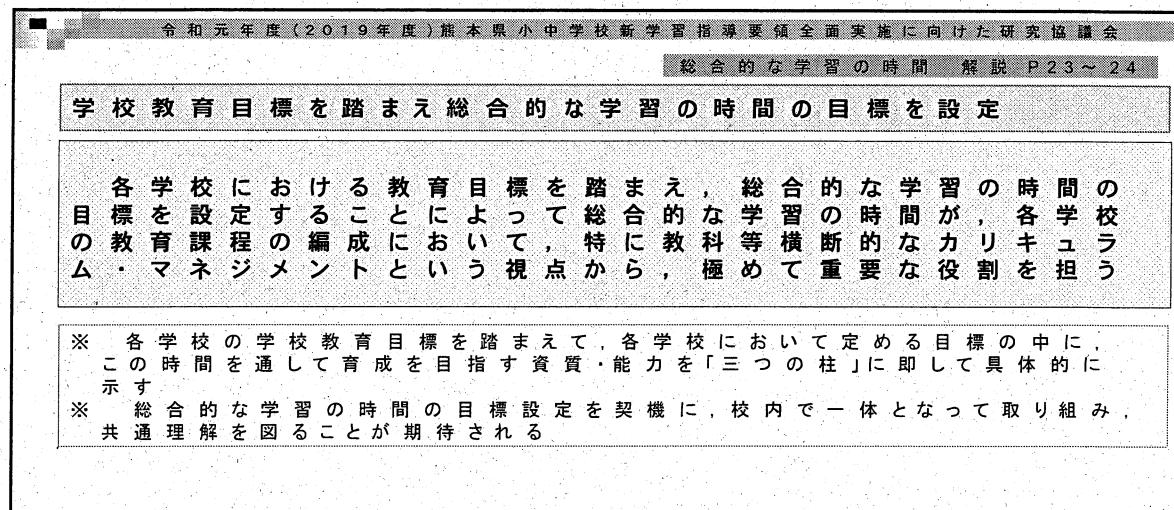
詳しくは、学習指導要領総則編の解説を参照してください。

最後に、カリキュラム・マネジメントに取り組む際に最も重要なことは、全職員で取り組むことです。そのことで、全ての職員が、自らの役割をより強く意識するようになり、学校教育目標の実現につなげることができます。

(3) 学校教育目標を踏まえた総合的な学習の時間の目標設定

学習指導要領には、各教科毎の目標や各学年の目標、指導計画の作成とその内容の取扱いについて示してありますが、総合的な学習の時間の目標については、各学校における教育目標も踏まえたうえで、自校で設定することになっています。

各校ともに、自校の教育目標と総合的な学習の時間の目標に関連を持たせてください。



下図に縦の矢印で示してあるのは、各教科で育成される資質・能力を示しています。

また、横の矢印で示してあるのは、一教科に限定されず、教科等横断的な視点で育成していく汎用的な資質・能力を示しています。

総合的な学習の時間は、各学校の教育課程の編成において、特に教科等横断的なカリキュラム・マネジメントという側面から考えても、きわめて重要な役割を担っています。



総合的な学習の時間の計画作成等についての詳細は、本誌の他頁で解説します。

3 評価編

文部科学省 国立教育政策研究所教育課程研究センターが、令和元年6月に学習評価の在り方ハンドブック（小・中学校編）を作成しました。学習評価の基本的な考え方やポイント等についてトピックスごとに解説されています。全面実施に向けて、評価の基本的な考え方を理解しておく必要があり、抜粋したものをまとめてみます。

学習評価の基本構造

平成29年改訂で、学習指導要領の目標及び内容が資質・能力の三つの柱で再整理されたことを踏まえ、各教科における観点別学習状況の評価の観点については、「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の3観点に整理されています。

「学びに向かう力、人間性等」には

- ①「主体的に学習に取り組む態度」として観点別評価（学習状況を分析的に捉える）を通じて見取ることができる部分と、
- ②観点別評価や評定にはなじまず、こうした評価では示しきれないことから個人内評価を通じて見取る部分があります。

各教科における評価の基本構造

学習指導要領に示す
目標や内容

知識及び技能

思考力、判断力、
表現力等

学びに向かう力、
人間性等

観点別学習状況評価の
各観点

- 観点ごとに評価し、児童生徒の学習状況を分析的に捉えるもの
- 観点ごとにABCの3段階で評価

知識・技能

思考・判断・表現

感性、思いやり
など

主体的に学習に
取り組む態度

評定

- 観点別学習状況の評価の結果を総括するもの。
- 5段階で評価（小学校は3段階。小学校低学年は行わない）

個人内評価

- 観点別学習状況の評価や評定には示しきれない児童生徒の一人一人のよい点や可能性、進歩の状況について評価するもの。

各教科等における学習の過程を通した知識及び技能の習得状況について評価を行うとともに、それらを既存の知識及び技能と関連付けたり活用したりする中で、他の学習や生活の場面でも活用できる程度に概念等を理解したり、技能を習得したりしているかを評価します。

各教科等の知識及び技能を活用して課題を解決する等のために必要な思考力、判断力、表現力等を身に付けているかどうかを評価します。

知識及び技能を獲得したり、思考力、判断力、表現力等を身に付けたりするために、自らの学習状況を把握し、学習の進め方について試行錯誤するなど自らの学習を調整しながら、学ぼうとしているかどうかという意思的な側面を評価します。

個人内評価の対象となるものについては、児童生徒が学習したことの意義や価値を実感できるよう、日々の教育活動等の中で児童生徒に伝えることが重要です。特に、「学びに向かう力、人間性等」のうち「感性や思いやり」など児童生徒一人一人のよい点や可能性、進歩の状況などを積極的に評価し児童生徒に伝えることが重要です。

詳しくは、平成31年1月21日文部科学省中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会「児童生徒の学習評価の在り方について（報告）」をご覧ください。

(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/004/gaiyou/1412933.htm)



特別の教科 道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の評価について

特別の教科 道徳、外国語活動(小学校のみ)、総合的な学習の時間、特別活動についても、学習指導要領で示したそれぞれの目標や特質に応じ、適切に評価します。なお、道徳科の評価は、入学者選抜の合否判定に活用することのないようにする必要があります。

特別の教科 道徳(道徳科)

児童生徒の人格そのものに働きかけ、道徳性を養うことを目標とする道徳科の評価としては、観点別評価は妥当ではありません。授業において児童生徒に考えさせることを明確にして、「道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を(広い視野から)多面的・多角的に考え、自己の(人間としての)生き方についての考えを深める」という学習活動における児童生徒の具体的な取組状況を、一定のまとまりの中で、児童生徒が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を適切に設定しつづけ、学習活動全体を通して見取ります。

外国語活動(小学校のみ)

評価の観点については、学習指導要領に示す「第1目標」を踏まえ、右の表を参考に設定することとしています。この3つの観点に則して児童の学習状況を見取ります。

知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
<ul style="list-style-type: none">● 外国語を通して、言語や文化について体験的に理解を深めている。● 日本語と外国語の音声の違い等に気付いている。● 外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しんでいる。	<p>身近で簡単な事柄について、外国語で聞いたら話したりして自分の考え方や気持ちなどを伝え合っている。</p>	<p>外国语を通して、言語やその背景にある文化に対する理解を深め、相手に配慮しながら、主体的に外国语を用いてコミュニケーションを図ろうとしている。</p>

総合的な学習の時間

評価の観点については、学習指導要領に示す「第1目標」を踏まえ、各学校において具体的に定めた目標、内容に基づいて、右の表を参考に定めることとしています。この3つの観点に則して児童の学習状況を見取ります。

知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
<p>探究的な学習の過程において、課題の解決に必要な知識や技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究的な学習のよさを理解している。</p>	<p>実社会や実生活の中から問い合わせを見だし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現している。</p>	<p>探究的な学習に主体的・協働的に取り組もうとしているとともに、互いのよさを生かしながら、積極的に社会に参画しようとしている。</p>

特別活動

特別活動の特質と学校の創意工夫を生かすということから、設置者ではなく、各学校が評価の観点を定めることとしています。その際、学習指導要領に示す特別活動の目標や学校として重点化した内容を踏まえ、例えば以下のように、具体的に観点を示すことが考えられます。

特別活動の記録							
内容	観点	学年	1	2	3	4	5
学級活動	よりよい生活を築くための知識・技能		○		○	○	○
児童会活動	集団や社会の形成者としての思考・判断・表現			○	○		○
クラブ活動	主体的に生活や人間関係をよりよくしようとする態度					○	
学校行事			○		○	○	

各学校で定めた観点を記入した上で、内容ごとに、十分満足できる状況にあると判断される場合に、○印を記入します。

○印をつけた具体的な活動の状況等について、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄に簡潔に記述することで、評価の根拠を記録に残すことができます。

小学校児童指導要領(参考様式)様式2の記入例(5年生の例)

なお、特別活動は学級担任以外の教師が指導する活動が多いことから、評価体制を確立し、共通理解を図って、児童生徒のよきや可能性を多面的・総合的に評価するとともに、確実に資質・能力が育成されるよう指導の改善に生かすことが求められます。

資質・能力が3つの柱で再整理されたことを踏まえ、観点別学習状況の評価の観点についても、「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の3観点に整理されています。

3観点の評価の方法については、次のとおりです。

観点別学習状況の評価について

観点別学習状況の評価とは、学習指導要領に示す目標に照らして、その実現状況がどのようなものであるかを、観点ごとに評価し、児童生徒の学習状況を分析的に捉えるものです。

「知識・技能」の評価の方法

「知識・技能」の評価の考え方は、従前の評価の観点である「知識・理解」、「技能」においても重視してきたところです。具体的な評価方法としては、例えばペーパーテストにおいて、事実的な知識の習得を問う問題と、知識の概念的な理解を問う問題とのバランスに配慮するなどの工夫改善を図る等が考えられます。また、児童生徒が文章による説明をしたり、各教科等の内容の特質に応じて、観察・実験をしたり、式やグラフで表現したりするなど実際に知識や技能を用いる場面を設けるなど、多様な方法を適切に取り入れていくこと等も考えられます。

「思考・判断・表現」の評価の方法

「思考・判断・表現」の評価の考え方は、従前の評価の観点である「思考・判断・表現」においても重視してきたところです。具体的な評価方法としては、ペーパーテストのみならず、論述やレポートの作成、発表、グループや学級における話し合い、作品の制作や表現等の多様な活動を取り入れたり、それらを集めたポートフォリオを活用したりするなど評価方法を工夫することが考えられます。

「主体的に学習に取り組む態度」の評価

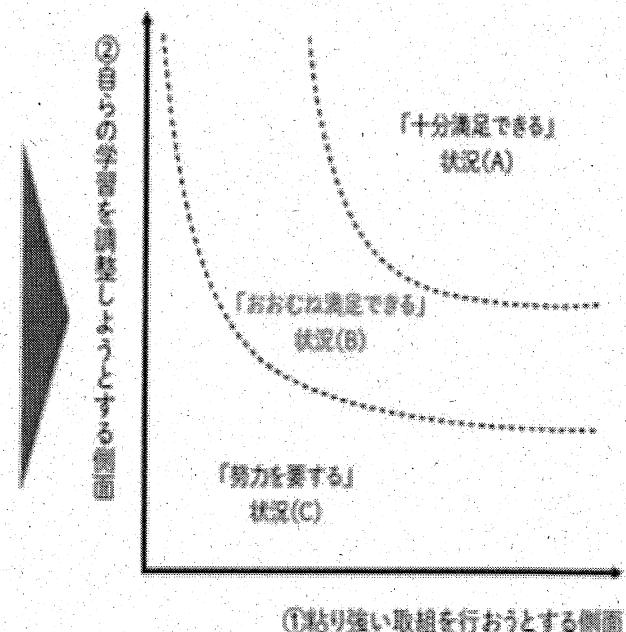
具体的な評価方法としては、ノートやレポート等における記述、授業中の発言、教師による行動観察や、児童生徒による自己評価や相互評価等の状況を教師が評価を行う際に考慮する材料の一つとして用いることなどが考えられます。その際、各教科等の特質に応じて、児童生徒の発達の段階や一人一人の個性を十分に考慮しながら、「知識・技能」や「思考・判断・表現」の観点の状況を踏まえた上で、評価を行う必要があります。

「主体的に学習に取り組む態度」についての評価は、イメージが捉えにくいと思われますので、次頁にさらに解説資料を加えています。

「主体的に学習に取り組む態度」の評価のイメージ

○「主体的に学習に取り組む態度」の評価については、①知識及び技能を獲得したり、思考力、判断力、表現力等を身に付けたりすることに向けた粘り強い取組を行おうとする側面と、②①の粘り強い取組を行う中で、自らの学習を調整しようとする側面、という二つの側面から評価することが求められる。

○これら①②の姿は実際の教科等の学びの中では別々ではなく相互に関わり合いながら立ち現れるものと考えられる。例えば、自らの学習を全く調整しようとせず粘り強く取り組み続ける姿や、粘り強さが全くない中で自らの学習を調整する姿は一般的ではない。



ここでの評価は、その学習の調整が「適切に行われるか」を必ずしも判断するものではなく、学習の調整が知識及び技能の獲得などに結びついていない場合には、教師が学習の進め方を適切に指導することが求められます。

「自らの学習を調整しようとする側面」とは…

自らの学習状況を把握し、学習の進め方について試行錯誤するなどの意思的な側面のことです。評価に当たっては、児童生徒が自らの理解の状況を振り返ることができるような発問の工夫をしたり、自らの考えを記述したり話し合ったりする場面、他者との協働を通じて自らの考えを対話化する場面を、単元や題材などの内容のまとまりの中で設けたりするなど、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を図る中で、適切に評価できるようにしていくことが重要です。

学習評価は、学校における教育活動に関し、児童生徒の学習状況を評価するものです。「児童生徒がどういった力が身に付いたか」という学習の成果を的確に捉え、教師が指導の改善を図るとともに、児童生徒自身が自らの学習を振り返って、次の学習に向かうことができるようにするためにも、学習評価の在り方は重要です。

各学校では、新学習指導要領の全面実施に向けて、評価の基本的な考え方を理解したうえで、教育課程や学習・指導方法の改善と一貫性のある取組を進めることができます。各教科の単元（題材）における観点別学習状況の評価を実施するに当たっては、まずは年間の指導と評価の計画を確認することが重要です。そのうえで、学習指導要領の目標や内容、「内容のまとまりごとの評価規準」の考え方等を踏まえ取組を進めていくことが考えられます。

4 総合的な学習の時間編

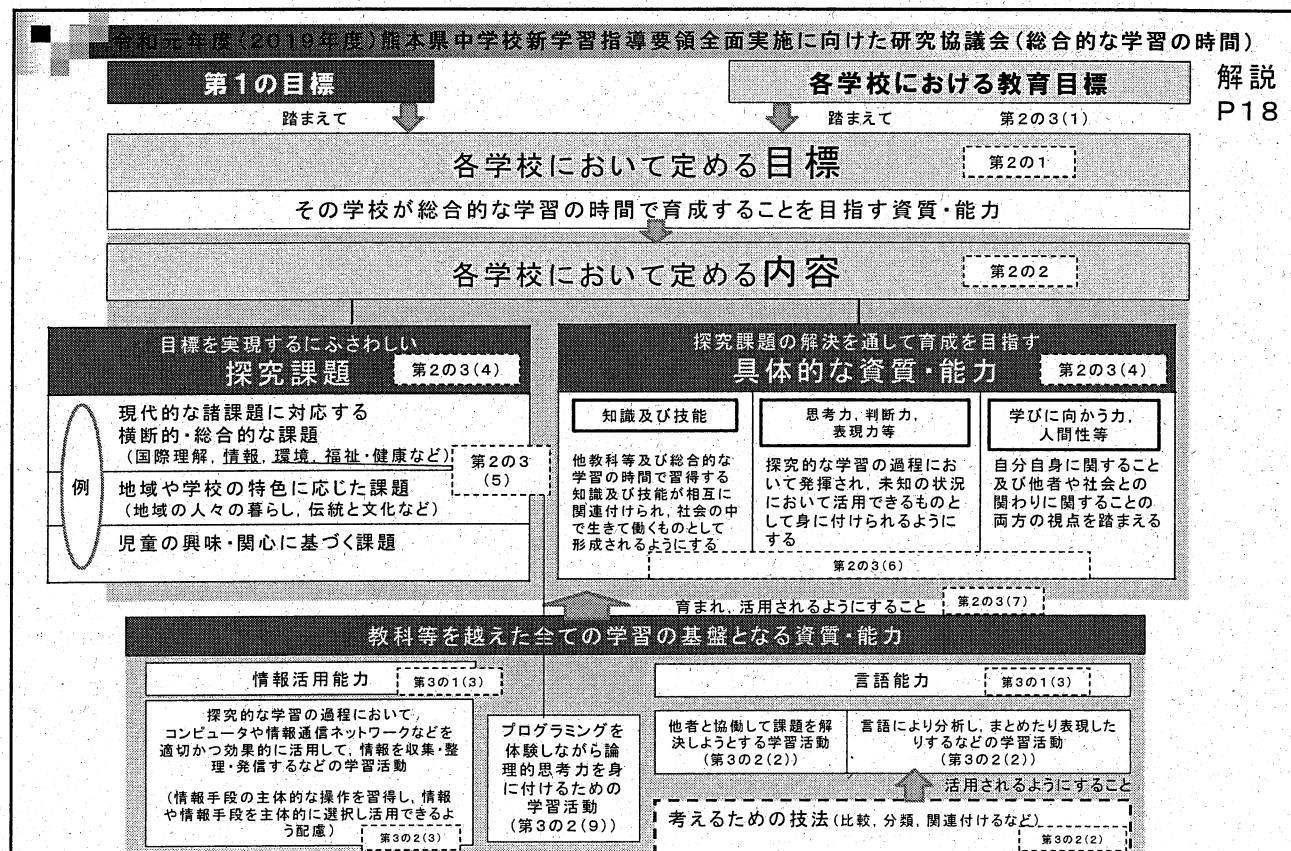
子供たちの能動的な学びをとおして、確かな学力を育成していくには、探究型の授業を創造していくことが必要です。また、全国学力・学習状況調査の分析等において、総合的な学習の時間で探究のプロセスを意識した学習活動に取り組んでいる児童生徒ほど各教科の正答率が高い傾向にあります。

「総合的な学習の時間」が担う役割は重要と言えます。ここでは、全面実施に向けて各学校で取り組んで欲しいことを、令和元年度（2019年度）熊本県小学校（中学校）新学習指導要領の全面実施に向けた研究協議会（総合的な学習の時間部会）等の資料を使って、まとめてみます。

（1）全体計画・年間指導計画の再整備

総合的な学習の時間については、学校教育目標との関連を図ること。また、育てたい資質・能力を明確にして、カリキュラム・マネジメントとの関連を図ることの重要性について、総則編で前述しました。

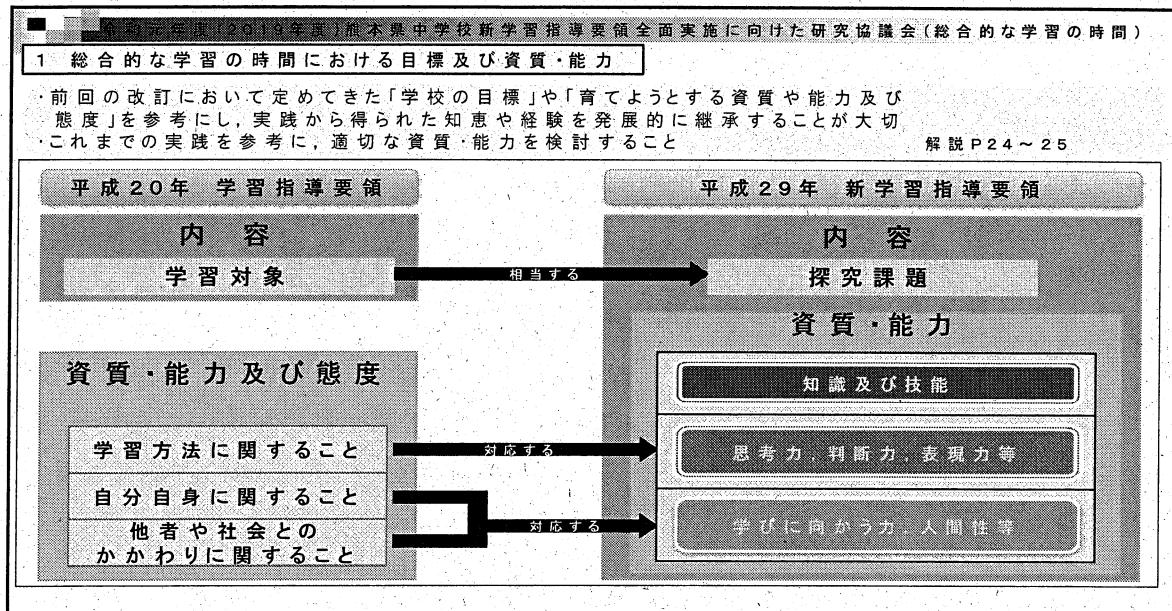
下図は、解説書の18ページに記載してある総合的な学習の時間の構造図です。



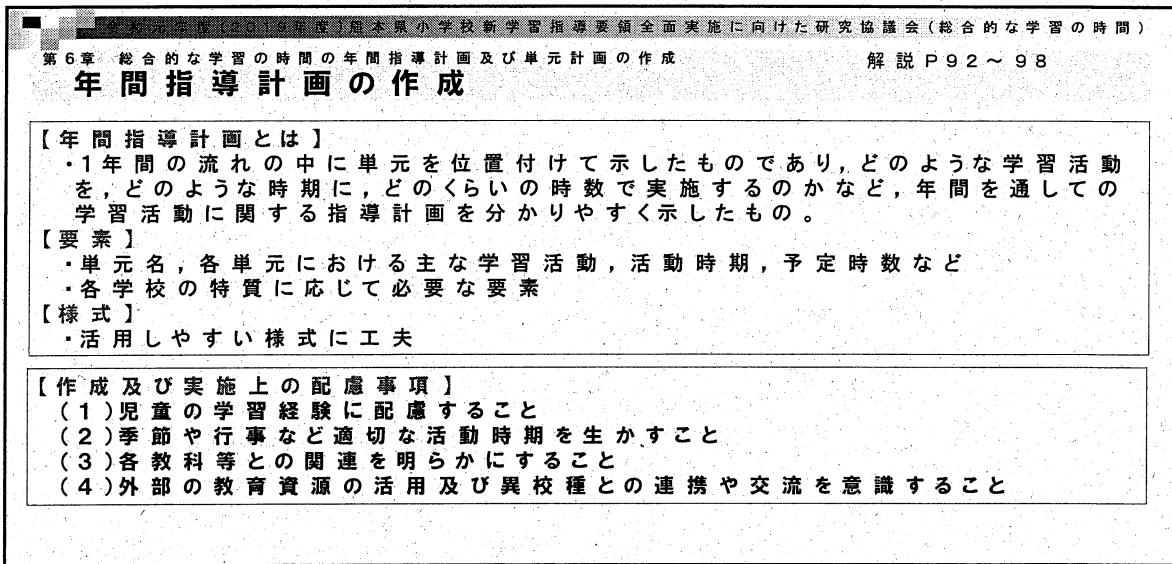
各校の全体計画を見ると、新学習指導要領の趣旨に沿って作成してはあるものの、本図の内容に合わない計画もあります。

まず、学習指導要領の定める目標と各学校における教育目標を踏まえ、総合的な学習の時間の目標設定をお願いします。また、その目標を実現するにふさわしい探究課題を設定し、探究課題の解決をとおして育成を目指す資質・能力の設定もお願いします。

その際、これまで各学校で蓄積されてきた学習内容や計画が全く使えない訳ではありません。下図は、これまでの実践を新学習指導要領の内容にどう当てはめていくかを比較させています。参考のうえ、全体計画の再整備をお願いします。



下図を参照のうえ、年間指導計画についても再整備をお願いします。



(2) 評価規準の作成

今回の学習指導要領改訂では、各教科等の目標や内容を、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱で整理してあり、総合的な学習の時間においても同様です。

また、学習指導要領が定める目標を踏まえて各学校が目標や内容を設定するという総合的な学習の時間の特質から、各学校が評価の観点を設定するという枠組みが維持されています。一方、指導と評価の一体化を推進するために、育成を目指す資質・能力について、「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の3観点で整理し、それらを参考にして観点を定めるようになっています。

移行期間中は従前の観点で評価をしていますが、各学校には、移行期間の終了前までに、内容のまとめごとに評価規準の作成をお願いします。

5 特別の教科 道徳編

道徳科は、新学習指導要領の全面実施にさきがけて、すでに各小・中学校で先行実施されています。道徳科の授業づくりと評価の在り方について郡教育課程説明会資料から抜粋して示します。

(1) 道徳科の授業づくり

道徳科の授業では、道徳的な課題を一人一人の児童生徒が自分自身の問題と捉え、向き合う「考え、議論する道徳」を実現することが、「主体的・対話的で深い学び」を実現することになると考えられます。授業づくりにおいては、指導者が明確な意図をもち、主題を設定することが重要になります。

道徳科の授業をつくるとは？

指導の明確な意図とは…

- 1 ねらいとする道徳的価値(道徳の内容)について、学習指導要領に基づき、明確な考え方をもつ。
- 2 ねらいとする道徳的価値について、子供たちにどのように指導し、その結果としてのよさや課題を確認し、本時で学ばせたいことを明らかにする。
- 3 授業者の意図、子供の実態をもとに、教材の活用の仕方を明らかにする。

道徳的
価値

児童生徒
の実態

教材の
活用

主題設定の理由

(2) 道徳科における評価の在り方について

道徳科では、道徳性を養うことをねらいとしますが、道徳性が養われたかどうかは容易に判断できるものではなく、学習状況や成長の様子を適切に把握し評価します。

道徳科の評価の基本的態度

道徳科は、道徳教育の目標に基づき、各教科、(外国語活動)、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によって道徳性を養うことがねらいである。

道徳性とは、人間としてよりよく生きようとする人格的特性であり道徳的判断力、道徳的心情、道徳的実践意欲及び態度を諸様相とする内面的資質である。このような道徳性が養われたか否かは、容易に判断できるものではない。

しかし、道徳性を養うことを学習活動として行う道徳科の指導では、その学習状況や成長の様子を適切に把握し、評価することが求められる。

道徳科の評価では、学習活動における児童生徒の具体的な取組状況を、一定のまとまりの中で、児童生徒が見通しを立てたり学習したことを取り返したりする活動を適切に設定しつつ、学習活動全体を通して見取ることが求められます。その際、以下の必要があります。

- ・数値による評価ではなく、記述式とすること
- ・個々の内容項目ごとではなく、大きくりなまとまりを踏まえた評価とすること
- ・他の児童生徒との比較による評価ではなく、児童生徒がいかに成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価として行うこと
- ・学習活動において児童生徒がより多面的・多角的な見方へと発展しているか、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているかといった点を重視すること
- ・発達障がい等のある児童生徒が抱える学習上の困難さの状況等を踏まえた指導及び評価上の配慮を行うこと
- ・調査書に記載せず、入学者選抜の合否判定に活用することのないようにすること

道徳科の2つの評価の視点（①一面的な見方から多面的・多角的な見方へと発展させているか　②道徳的な価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているか）について、道徳科の学習状況（学びの姿）の例を紹介します。

道徳科の学習状況（学びの姿）の例

道徳的諸価値の理解を基に、自己を見つめ、物事を（広い視野から）多面的・多角的に考え、自己の（人間としての）生き方についての考え方を深める学習

- ・道徳的価値のよさや大切さについて考えようとしている。
- ・道徳的価値について、一つの見方ではなく様々な角度から捉えて考えようとしている。
- ・道徳的価値について、自分のこれまでの体験から感じたことを重ねて考えようとしている。
- ・授業で学んだ道徳的価値のよさを感じ、これからの自分の生き方に生かそうとしている。など

評価の留意点として、道徳科では、「できる」、「できない」での評価はふさわしくありません。

道徳科の評価については、学習指導要領解説書（小学校P109から、中学校P111から）に詳しく示されています。各学校では、新学習指導要領の主旨を踏まえ、「考え、議論する道徳」を目指し、学校全体として学級や児童生徒の実態から柔軟な授業を構想し、家庭や地域との連携を深め、主体的・能動的に道徳科を実践していくことが求められます。

6 特別活動編

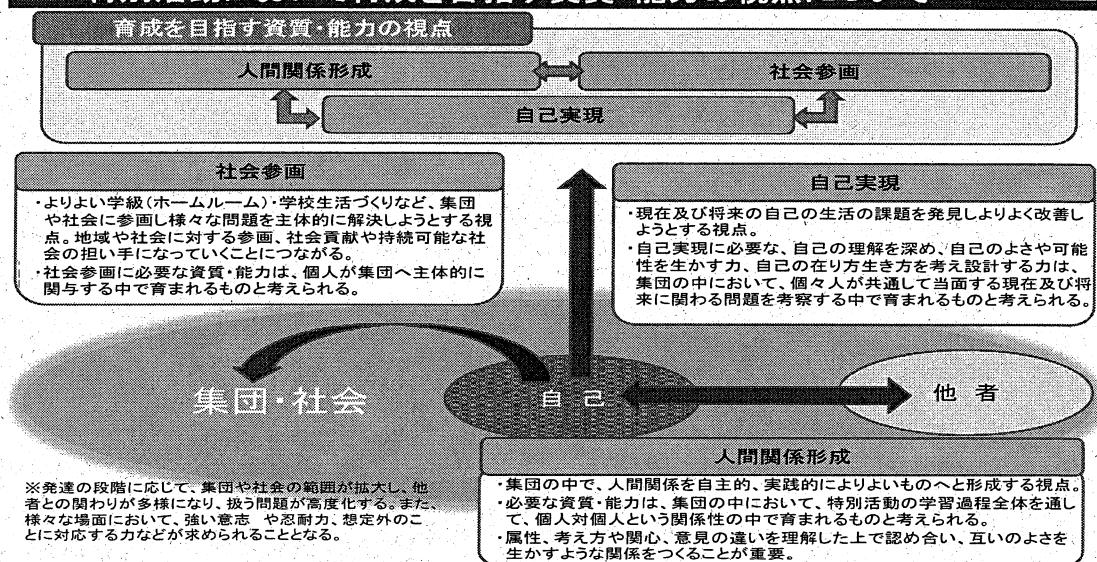
特別活動は、新学習指導要領の全面実施にさきがけて、すでに各小・中学校で実施されています。特別活動の考え方や評価の在り方について、郡教育課程説明会資料から抜粋して示します。

(1) 資質・能力の視点について（解説書P11～）

下図は、特別活動において育成を目指す資質・能力の視点について示しています。人間関係形成、社会参画、自己実現の3つの視点が重要視され、今回の改定における特別活動の目標、資質・能力等の設定につながっています。

特別活動において育成を目指す資質・能力の視点について

参考資料2



(2) 各活動の整理と「見方・考え方」について

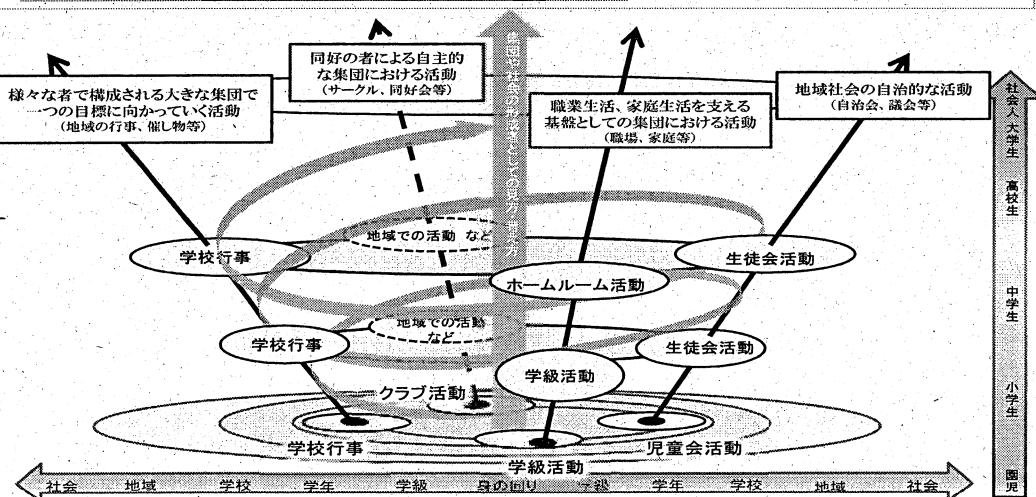
下図は、特別活動においての「見方・考え方」と社会とのつながりを示しています。各教科等で学んだことを総合的に活用して、実生活や実社会で活用できる汎用的な資質・能力を育むことになります。

特別活動における各活動の整理と「見方・考え方」(イメージ)

参考資料1

《集団や社会の形成者としての「見方・考え方」》

各教科等における見方・考え方を総合的に活用して、集団や社会における問題を捉え、よりよい人間関係の形成、よりよい集団生活の構築や社会への参画及び自己の実現に間連付けること



(3) 特別活動における評価の在り方について

特別活動についての評価の在り方は従前と基本的に変わりがありません。しかし、各学校で定める評価の観点についてより具体的に定めるように、文部科学省初等中等局長通知（H31.3.29）に示されています。

評価の観点については、特別活動の目標を踏まえ、各学校において別紙4を参考に定めます。その際、特別活動の特質や学校として重点化した内容を踏まえ、例えば「主体的に生活や人間関係をよりよくしようとする態度」などのように、より具体的に定めることも考えられます。記入に当たっては、特別活動の学習が学校や学級における集団活動や生活を対象に行われるという特質に留意します。

■ 令和元年度(2019年度)熊本県小学校新学習指導要領全面実施に向けた研究協議会

改善等通知 別紙4 評価の観点及びその趣旨(例示)

観点	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
趣旨	多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や、活動を行う上で必要となることについて理解している。 自己の生活の充実・向上や自分らしい生き方の実現に必要となることについて理解している。 よりよい生活を築くための話し合い活動の進め方、合意形成の図り方などの技能を身に付けている。	所属する様々な集団や自己の生活の充実・向上のため、問題を発見し、解決方法について考え、話し合い、合意形成を図ったり、意思決定をしたりして実践している。	生活や社会、人間関係をよりよく築くために、自主的に自己の役割や責任を果たし、多様な他者と協働して実践しようとしている。 主体的に自己の生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとしている。

(指導要録への記入)

特別活動の記録									
内容	観点	△	学年	1	2	3	4	5	6
学級活動	○よりよい生活を築くための知識・技能								
	○集団や社会の形成者としての思考・判断・表現								
児童会活動	○主体的に生活や人間関係をよりよくしようとする態度								
クラブ活動									
学校行事	余白								
※観点の変更がある場合を想定して余白を設けておきます									

7 特別支援教育編

新学習指導要領においては、特別支援教育に関する記述を充実してあります。その中から、各学校で確認いただきたい事柄について、小学校（中学校）学習指導要領から抜粋してまとめてみます。

第3章 教育課程の編成及び実施

第4節 児童の発達の支援

2 特別な配慮を必要とする児童への指導

(1) 障害のある児童などへの指導

ア 障害のある児童などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。 (P 20 (1) で解説)

イ 特別支援学級において実施する特別の教育課程については、次のとおり編成するものとする。

(ア) 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れること。 (P 21 (2) ①で解説)

(イ) 児童の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成すること。 (P 22 (2) ②で解説)

(1) 児童の障がいの状態等に応じた指導の工夫

ア 障害のある児童などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。

○ 障がいの種類や程度を的確に把握したうえで、障がいのある児童などの「困難さ」に対する「指導上の工夫の意図」を理解し、個に応じた様々な「手立て」を検討し、指導に当たっていく必要があります。

その際、障がいの種類や程度によって一律に指導内容や指導方法が決まるではありません。児童一人一人の学習上又は生活上の困難は異なることに十分留意し、指導内容や指導方法を工夫することが必要です。

○ 学校全体の特別支援教育の体制を充実させる必要があります。その際、児童の障がいの状態等に応じた指導を充実させるために、特別支援学校等に専門的な助言又は援助を要請する等して、計画的、組織的に取り組むことが重要です。

担任を含む全ての教師間において、個々の児童に対する配慮等の必要性を共通理解するとともに、教師間の連携に努める必要があります。

(2) 特別支援学級における特別の教育課程

学習指導要領には、特別支援学級において実施する特別の教育課程の基本的な考え方を2つ示してあります。

① 自立活動の実施

特別支援学級においては、次のように、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に示す自立活動を取り入れることを規定しています。

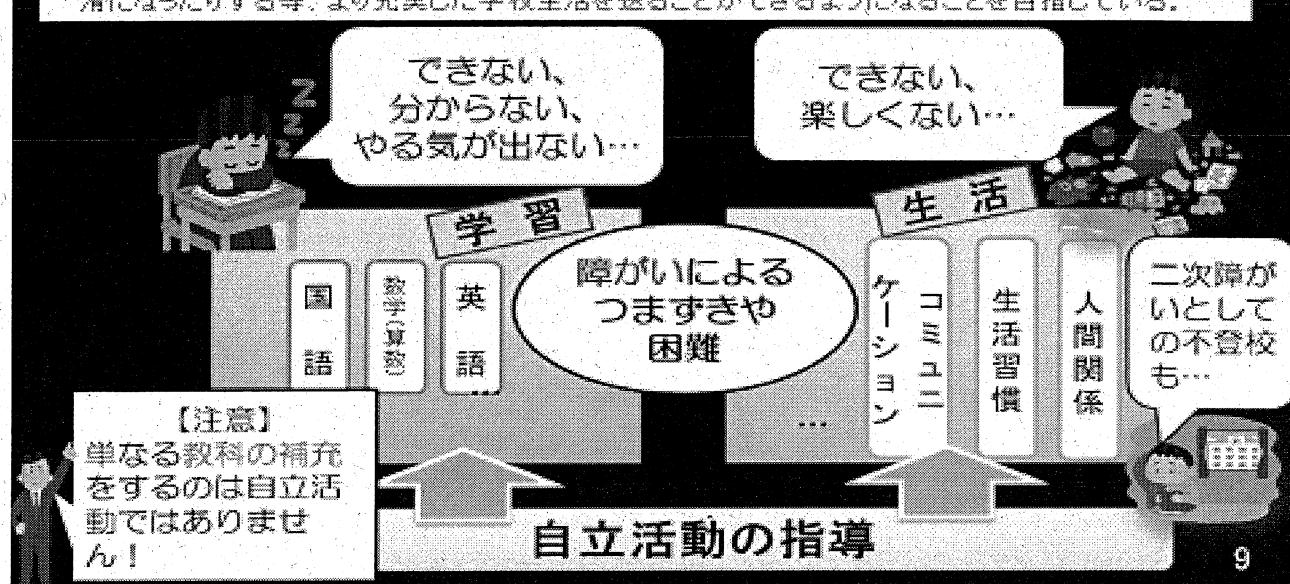
イ 特別支援学級において実施する特別の教育課程については、次のとおり編成するものとする。

(ア) 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れること。

- 自立活動の指導は、個別の指導計画に基づいて展開する必要があります。
- 自立活動の目標は、個々の児童又は生徒が自立を目指し、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培うことであり、単なる教科の補充をするのは自立活動ではないことに留意する必要があります。
- 「特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編」で具体的な指導目標や指導内容を設定するまでの観点、及び多様な障がいに対する指導例の解説を充実させてしているので参照してください。

『自立活動』とは？

- 自立活動の目標：個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。
- 児童生徒が「自立活動」を通じて、自身の障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服する力を身に付けることで、授業の理解が進んだり、学級活動・部活動等における人間関係が円滑になったりする等、より充実した学校生活を送ることができるようになることを目指している。



- 自立活動の内容（6区分27項目）は次のとおりです。

区分	項目
1健康の保持	(1)生活のリズムや生活習慣の形成に関する事。 (2)病気の状態の理解と生活管理に関する事。 (3)身体各部の状態の理解と養護に関する事。 (4)障害の特性の理解と生活環境の調整に関する事。 (5)健康状態の維持・改善に関する事。
2心理的な安定	(1)情緒の安定に関する事。 (2)状況の理解と変化への対応に関する事。 (3)障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事。
3人間関係の形成	(1)他者とのかかわりの基礎に関する事。 (2)他者の意図や感情の理解に関する事。 (3)自己の理解と行動の調整に関する事。 (4)集団への参加の基礎に関する事。
4環境の把握	(1)保有する感覚の活用に関する事。 (2)感覚や認知の特性についての理解と対応に関する事。 (3)感覚の補助及び代行手段の活用に関する事。 (4)感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関する事。 (5)認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事。
5身体の動き	(1)姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事。 (2)姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関する事。 (3)日常生活に必要な基本動作に関する事。 (4)身体の移動能力に関する事。 (5)作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事。
6コミュニケーション	(1)コミュニケーションの基礎的能力に関する事。 (2)言語の受容と表出に関する事。 (3)言語の形成と活用に関する事。 (4)コミュニケーション手段の選択と活用に関する事。 (5)状況に応じたコミュニケーションに関する事。

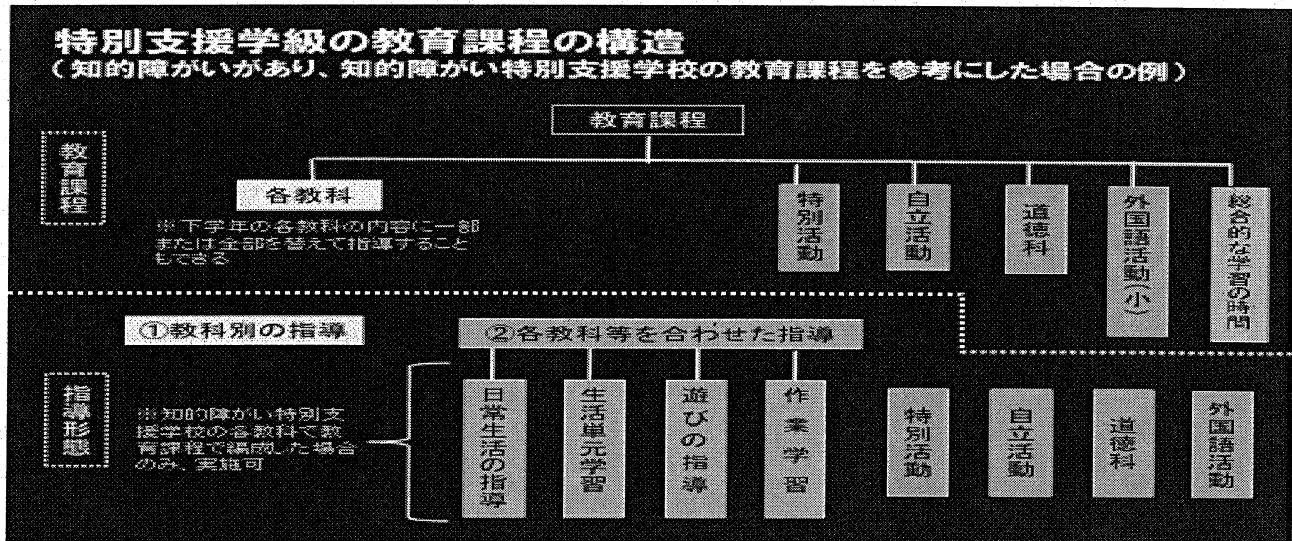
※アンダーライン：今回変更箇所

② 各教科の目標及び内容の変更

学習指導要領には、次のとおり、児童の障がいの状態等を考慮のうえ、特別支援学校学習指導要領の「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」を参考にして、下学年の教科に替えたり、学校教育法施行規則を参考にして、知的障がい特別支援学校の各教科に替えたりすることを規定しています。

(イ) 児童の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成すること。

- 特別支援学級は小中学校の学級の一つであり、学校教育法に定める小学校及び中学校の目的及び目標を達成するものでなければなりません。
- また、通常の学級と同様、小中学校それぞれの各教科、道徳科、外国語活動及び特別活動の内容に関する事項は、特に示す場合を除き、取り扱うことが前提であることを踏まえる必要があります。
- 各教科等を替える場合には、保護者等への説明責任や、指導の継続性の担保の観点から、その規定を参考にした理由を明らかにする必要があります。
- そのうえで、児童生徒の習得状況や既習事項を踏まえ、在学期間に提供すべき教育内容を十分見極め、各教科の目標及び内容の系統性を踏まえ、教育課程を編成することになります。



(3) 通級による指導における特別の教育課程

通級のことについては、学習指導要領に次のように書いてあります。

ウ 障害のある児童に対して、通級による指導を行い、特別の教育課程を編成する場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。その際、効果的な指導が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。

- 通級による指導では、特別支援学校学習指導要領に示す自立活動の内容を参考とし、児童一人一人の障がいの状態等の把握に基づいた個別の指導計画を作成し、具体的な指導目標や指導内容を定めて指導を行うことを述べた規定が新たに加わりました。
- なお、「学校教育法施行規則第140条の規定による特別の教育課程について定める件の一部を改正する告示」(平成28年文部科学省告示第176号)により、単に各教科の学習の遅れを取り戻すための指導など、通級による指導とは異なる目的で指導ができると解釈されないように改正されました。各教科の内容を取り扱う場合でも、障がいによる学習上又は生活上の困難の改善又は克服を目的とする指導であるとの位置付けが明確化されました。

通級による指導の授業時数

障害の種類	標準年間指導時間
LD・ADHD	年間10～280単位時間 (月1～週8単位時間程度)
他の障がい種	年間35～280単位時間 (週1～8単位時間程度)

※ LD・ADHDのある児童生徒については、月1単位時間程度でも指導上の効果が期待できる場合があることから、年間10単位時間（月1単位時間程度）が下限とされています。

II 公簿等の例示資料

1 指導要録（学籍に関する記録）

学籍に関する記録については、小学校の様式で例を示しますので、中学校は小学校に準じて作成願います。

小学校児童指導要録（参考様式）									
様式1（学籍に関する記録）									
学籍に関する記録は、学齢簿の記載に基づき、学年当初及び異動の生じたときに記入する。				区分 学年 学級 整理番号		1 2 3 4 5 6			
						児童の毎学年の所属学級と番号を記入する。 整理番号は、学校の実情に応じて適切に付ける。			
学籍の									
児童	ふりがな				性別	入学・編入学等 平成 年 月 日 第1学年 入学 第 学年編入学			
	氏名							児童が第1学年に入学した年月日を記入する。	
	生年月日	平成 年 月 日 生				転入学 平成 年 月 日 第 学年転入学			
	住所変更も、学齢簿の変更に基づく。 二重線を引いて消し、新住所と変更の年月日を記入する。			他の小学校から転校してきた児童について、転入学年月日、転入学年、前に在学していた学校名、所在地及び転入学の事由等を記入する。					
保護者	ふりがな					転学・退学等 (平成 年 月 日) 平成 年 月 日			
	氏名							他の小学校に転学する場合には、上段に学校を去った年月日、下段に転学先の学校が受け入れた年月日の前日（除籍日）、転学先の学校名、所在地、転入学年及びその事由等を記入する。	
	現住所	児童の現住所と同一の場合は 「児童の欄に同じ」と略記できる。				進学先 進学先の中学校（部）名及び 所在地を記入する。			
入学前の経歴		小学校に入学するまでの教育又は保育関係の略歴を記入する。中学校は、卒業小学校を記入する。							
学校名及び所在地（分校名・所在地等）		正確な学校名を記入する。また、所在地も正確に記入する。							
年度		平成 年度		平成 年度		平成 年度			
		区分 学年 1		2		3			
校長氏名印		各年度に、校長の氏名、学級担任者の氏名を記入し、それぞれ押印する。同一年度内に校長又は学級担任者が代わった場合には、その都度後任者の氏名を併記する。その場合は、前任者の氏名の下に期間を記入する。臨時の任用教員については、産休代替等で当該学年の一部を担当した場合、氏名を記入し、その下に括弧書きで期間を記入する。							
学級担任者氏名印									
年度		平成 年度		平成 年度		平成 年度			
		区分 学年 4		5		6			
校長氏名印									
学級担任者氏名印									

2 指導要録（指導に関する記録・小学校）

児童氏名	学 校 名	区分	学年	1	2	3	4	5	6
		学級							
		整理番号							

各教科の学習の記録							特別の教科 道徳										
教科	観 点	学 年	1	2	3	4	5	6	学年	学習状況及び道徳性に係る成長の様子							
国語	知識・技能	観点別学習状況については、小学校学習指導要領に示す各教科の目標に照らして、その実現状況を観点ごとに評価し記入する。その際、「十分満足できる」状況と判断されるものをA、「おおむね満足できる」状況と判断されるものをB、「努力をする」状況と判断されるものをCのように区別して評価を記入する。						1	道徳科の評価については、28文科初第604号「学習指導要領の一部改正に伴う小学校、中学校及び特別支援学校小学部・中学部における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」に基づき、学習活動における児童の学習状況や道徳性に係る成長の様子を個人内評価として文章で端的に記述する。								
	思考・判断・表現							2									
	主体的に学習に取り組む態度							3									
	評定							4									
社会	知識・技能						5										
	思考・判断・表現						6										
	主体的に学習に取り組む態度																
	評定																
算数	知識・技能																
	思考・判断・表現																
	主体的に学習に取り組む態度																
	評定																
理科	知識・技能	評定については、第3学年以上の各教科の学習の状況について、小学校学習指導要領等に示す各教科の目標に照らして、その実現状況を総括的に評価し記入する。						外国語活動の記録									
	思考・判断						3										
	主体的に																
	評定						4										
生活	知識・技能	各教科の評定は、小学校学習指導要領に示す各教科の目標に照らしてその実現状況を「十分満足できる」状況と判断されるものを3、「おおむね満足できる」状況と判断されるものを2、「努力をする」状況と判断されるものを1のように区別して評価を記入する。															
	思考・判断																
	主体的に																
	評定																
音楽	知識・技能	評定に当たっては、評定は各教科の学習の状況を総括的に評価するものであり、「観点別学習状況」において掲げられた観点は、分析的な評価を行うものとして、各教科の評定を行う場合において基本的な要素となるものであることに十分留意する。評定の適切な決定方法等については、各学校において定める。						総合的な学習の時間の記録									
	思考・判断																
	主体的に																
	評定																
図画工作	知識・技能	主体的に学習に取り組む態度					3										
	思考・判断						4										
	評定						5										
							6										
家庭	知識・技能							総合的な学習の時間については、この時間に行った学習活動及び各学校が自ら定めた評価の観点を記載した上で、それらの観点のうち、児童の学習状況に顕著な事項がある場合などにその特徴を記入するなど、児童にどのような力が身に付いたかを文章で端的に記述する。									
	思考・判断・表現																
	主体的に学習に取り組む態度																
	評定																
体育	知識・技能																
	思考・判断・表現																
	主体的に学習に取り組む態度																
	評定																
外国語	知識・技能	特別活動の記録については、各学校が自ら定めた特別活動全体に係る評価の観点を記入した上で、各活動・学校行事ごとに、評価の観点に照らして十分満足できる活動の状況にあると判断される場合に、○印を記入する。評価の観点については、学習指導要領等に示す目標を踏まえ、各学校において定める。その際、特別活動の特質や学校として重点化した内容を踏まえ、より具体的に定めることも考えられる。					内 容	観 点	学 年	1	2	3	4	5	6		
	思考・判断・表現						学級活動										
	主体的に学習に取り組む態度						児童会活動										
	評定						クラブ活動										
	学校行事																

児童氏名

行動の記録については、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動やその他学校生活全体にわたって認められる児童の行動について、設置者は、項目を適切に設定する。また、学校において、自らの教育目標に沿って項目を追加できるようにする。各学校における評価に当たっては、各項目の趣旨に照らして十分満足できる状況にあると判断される場合には、○印を記入する。

行動の記録

項目	学年	1	2	3	4	5	6	項目	学年	1	2	3	4	5	6
基本的な生活習慣								思いやり・協力							
健康・体力の向上								生命尊重・自然愛護							
自主・自律								勤労・奉仕							
責任感								公正・公平							
創意工夫								公共心・公徳心							

総合所見及び指導上参考となる諸事項

第1学年	総合所見及び指導上参考となる諸事項については、児童の成長の状況を総合的にとらえるため、以下のような事項等を文章で箇条書き等により端的に記述すること。特に4のうち、児童の特徴・特技や学校外の活動等については、今後の学習指導等を進めていく上で必要な情報に精選して記述する。 1. 各教科や外国語活動、総合的な学習の時間の学習に関する所見 2. 特別活動に関する事実及び所見 3. 行動に関する所見 4. 児童の特徴・特技、学校内外におけるボランティア活動など社会奉仕体験活動、表彰を受けた行為や活動、学力について標準化された検査の結果等指導上参考となる諸事項 5. 児童の成長の状況にかかる総合的な所見 記入に際しては、児童の優れている点や長所、進歩の状況などを取り上げることに留意する。ただし、児童の努力を要する点などについても、その後の指導において特に配慮を要するものがあれば端的に記入する。
第2学年	さらに、障がいのある児童や日本語の習得に困難のある児童のうち、通級による指導を受けている児童については、通級による指導を受けた学校名、通級による指導の授業時数、指導の期間、指導の内容や結果等を端的に記入する。通級による指導の対象になっていない児童で、教育上特別な支援を必要とする場合については、必要に応じ、効果があったと考えられる指導方法や配慮事項を端的に記入する。なお、これらの児童について個別の指導計画を作成している場合において当該指導計画に上記にかかる記載がなされている場合には、その写しを指導要録の様式に添付することをもって指導要録への記入に替えることも可能である。
第3学年	

出欠の記録

区分	授業日数	出席停止・忌引等の日数	出席しなければならない日数	欠席日数	出席日数	備考
学年						
1						
2						
3						
4						
5						
6						

児童の属する学年について授業を実施した年間の総日数を記入する。学校保健安全法第20条の規定に基づき、臨時に、学校の全部又は学年の全部の休業を行うこととした日数は授業日数には含めない。

この授業日数は、原則として、同一学年のすべての児童につき同日数することが適當である。ただし、転学又は退学等をした児童については、転学のため学校を去った日又は退学等をした日までの授業日数を記入し、転入学又は編入学等をした児童については、転入学又は編入学等をした日以後の授業日数を記入する。

2 指導要録（指導に関する記録・中学校）

生徒氏名	学校名	区分	学年	1	2	3
		学級				
		整理番号				

各教科の学習の記録

教科	観点	学年	1	2	3
国語	知識・技能				
	思考・判断・表現				
	主体的に学習に取り組む態度				
	評定				
社会	知識・技能				
	思考・判断・表現				
	主体的に学習に取り組む態度				
	評定				
数学	知識・技能				
	思考・判断・表現				
	主体的に学習に取り組む態度				
	評定				

令和2年度までの道徳科の評価欄については、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄と明確に分け、道徳科単独の評価の記述欄であることがわかるように示す。その際、「道徳科における学習状況及び及び道徳性に係る成長の様子」等と明示し、教科等の学習状況を記載する頁には、「道徳科における学習状況及び及び道徳性に係る成長の様子は○○に記載」というような注釈を示す。

特別の教科 道徳

学年	学習状況及び道徳性に係る成長の様子
1	
2	
3	

総合的な学習の時間の記録

学年	学習活動	観点	評価
理科			
音楽	知識・技能		
	思考・判断・表現		
	主体的に学習に取り組む態度		
	評定		
美術	知識・技能		
	思考・判断・表現		
	主体的に学習		
	評定		
保健体育	知識・技能		
	思考・判断・表現		
	主体的に学習		
	評定		
技術・家庭	知識・技能		
	思考・判断・表現		
	主体的に学習		
	評定		

総合的な学習の時間については、この時間に行った学習活動及び各学校が自ら定めた評価の観点を記載した上で、それらの観点のうち、生徒の学習状況に顕著な事項がある場合などにその特徴を記入するなど、生徒にどのような力が身に付いたかを文章で端的に記述する。

評定については、中学校学習指導要領等に示す各教科の目標に照らして、その実現状況を総括的に評価し記入する。
各教科の評定は、中学校学習指導要領に示す各教科の目標に照らし、その実現状況を「十分満足できるもの」のうち、特に程度が高い」状況と判断されるものを5、「十分満足できる」状況と判断されるものを4、「おおむね満足できる」状況と判断されるものを3、「努力を要する」状況と判断されるものを2、「一層努力を要する」状況と判断されるものを1のように区別して評価を記入する。
選択教科を実施する場合は、各学校が評定の段階を決定し記入する。
評定に当たっては、評定は各教科の学習の状況を総括的に評価するものであり、「観点別学習状況」において掲げられた観点は、分析的な評価を行うものとして、各教科の評定を行う場合において基本的な要素となるものであることに十分留意する。その際、評定の適切な決定方法については、各学校において定める。
思考・判断・表現
主体的に学習に取り組む態度
評定

特別活動の記録

内容	学級活動	生徒会活動	学校行事

特別活動の記録については、各学校が自ら定めた特別活動全体に係る評価の観点を記入した上で、各活動・学校行事ごとに、評価の観点に照らして十分満足できる活動の状況にあると判断される場合に、○印を記入する。

評価の観点については、学習指導要領等に示す目標を踏まえ、各学校において定める。その際、特別活動の特質や学校として重点化した内容を踏まえ、より具体的に定めることも考えられる。

生徒氏名

行動の記録については、各教科、道徳科、総合的な学習の時間、特別活動やその他学校生活全体にわたって認められる生徒の行動について、設置者は、項目を適切に設定する。また、学校において、自らの教育目標に沿って項目を追加できるようにする。各学校における評価に当たっては、各項目の趣旨に照らして十分満足できる状況にあると判断される場合には、○印を記入する。

行動の記録

項目	学年	1	2	3	項目	学年	1	2	3
基本的な生活習慣					思いやり・協力				
健康・体力の向上					生命尊重・自然愛護				
自主・自律					勤労・奉仕				
責任感					公正・公平				
創意工夫					公共心・公徳心				

総合所見及び指導上参考となる諸事項

第1学年	総合所見及び指導上参考となる諸事項については、生徒の成長の状況を総合的にとらえるため、以下のような事項等を文章で箇条書き等により端的に記述すること。特に5のうち、生徒の特徴・特技や学校外の活動等については、今後の学習指導等を進めていく上で必要な情報に精選して記述する。
	1. 各教科や総合的な学習の時間の学習に関する所見 2. 特別活動に関する事実及び所見 3. 行動に関する所見 4. 生徒の特徴・特技、部活動、学校内外におけるボランティア活動など社会奉仕体験活動、表彰を受けた行為や活動、学力について標準化された検査の結果等指導上参考となる諸事項 5. 生徒の成長の状況にかかる総合的な所見
第2学年	記入に際しては、生徒の優れている点や長所、進歩の状況などを取り上げることに留意する。ただし、生徒の努力を要する点などについても、その後の指導において特に配慮を要するものがあれば端的に記入する。
	さらに、障がいのある生徒や日本語の習得に困難のある生徒のうち、通級による指導を受けている生徒については、通級による指導を受けた学校名、通級による指導の授業時数、指導の期間、指導の内容や結果等を端的に記入する。通級による指導の対象になっていない生徒で、教育上特別な支援を必要とする場合については、必要に応じ、効果があったと考えられる指導方法や配慮事項を端的に記入する。なお、これらの生徒について個別の指導計画を作成している場合において当該指導計画に上記にかかる記載がなされている場合には、その写しを指導要録の様式に添付することをもって指導要録への記入に替えることも可能である。
第3学年	記入に際しては、生徒の優れている点や長所、進歩の状況などを取り上げることに留意する。ただし、生徒の努力を要する点などについても、その後の指導において特に配慮を要するものがあれば端的に記入する。
	さらに、障がいのある生徒や日本語の習得に困難のある生徒のうち、通級による指導を受けている生徒については、通級による指導を受けた学校名、通級による指導の授業時数、指導の期間、指導の内容や結果等を端的に記入する。通級による指導の対象になっていない生徒で、教育上特別な支援を必要とする場合については、必要に応じ、効果があったと考えられる指導方法や配慮事項を端的に記入する。なお、これらの生徒について個別の指導計画を作成している場合において当該指導計画に上記にかかる記載がなされている場合には、その写しを指導要録の様式に添付することをもって指導要録への記入に替えることも可能である。

出欠の記録

区分	授業日数	出席停止・忌引等の日数	出席しなければならない日数	欠席日数	出席日数	備考
学年						
1						
2						
3						

生徒の属する学年について授業を実施した年間の総日数を記入する。学校保健安全法第20条の規定に基づき、臨時に、学校の全部又は学年の全部の休業を行うこととした日数は授業日数には含めない。

この授業日数は、原則として、同一学年のすべての生徒につき同日数とすることが適當である。ただし、転学又は退学等をした生徒については、転学のため学校を去った日又は退学等をした日までの授業日数を記入し、転入学又は編入学等をした生徒については、転入学又は編入学等をした日以後の授業日数を記入する。

3 指導要録（指導に関する記録・特別支援学級（知的障がい）用）

特別支援学校（知的障がい）の教育課程で行われている教科については、特別支援学校の様式に指導内容及び実現状況を文章で記述してください。ここでは、特別支援学校（知的障がい）小学部の様式を使用しています。中学校は中学部の様式を使用し、小学校に準じて作成してください。

様式2（指導に関する記録）

児童氏名 教科等	学 校 名	区分 学年 学級 整理番号	1	2	3	4	5	6
			1	2	3	4	5	6
			各教科・特別活動・自立活動の記録					
生 活	特別支援学校小学部の教育課程にある生活科であり、生活単元学習ではないことに留意する。							
国 語	特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に示す各教科の目標、内容に照らし、具体的に定めた指導内容、現状等を文章で記述する。							
算 数								
音 楽								
図 画 工 作								
体 育								
特別活動	自立活動の記録は、個別の指導計画を踏まえ、以下の事項等を記入する。 ① 指導目標、指導内容、指導の結果の概要に関するこ ② 障がいの状態等に変化が見られた場合、その状況に関するこ ③ 障がいの状態を把握するため、又は自立活動の成果を評価するために検査を行った場合、その検査結果に関するこ							
自立活動								

児童氏名

特別の教科道徳

学習状況及び道徳性に係る成長の様子

第
4

道徳の評価については、28文科初第604号「学習指導要領の一部改正に伴う小学校、中学校及び特別支援学校小学部・中学部における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」に基づき、学習活動における児童の学習状況や道徳性に係る成長の様子を個人内評価として文章で端的に記述する。

年

行動の記録

入学時の障害の状態

第
4

各教科、特別活動、外国語活動、総合的な学習の時間、その他学校生活全体にわたって認められる行動の特徴について記入する。

第
6
学
年

入学時における障がいの種類及び程度等を記入する。
転入（入級）の場合は「入学時」を「転入（入級）時」と読み替える。

総合所見及び指導上参考となる諸事項

第
4
学
年

- 成長の状況を総合的にとらえ、長所や進歩の状況を取り上げることが基本となる。
- 各教科等を踏まえ、成長の状況等を記入する。
- 奉仕活動、表彰、標準化された検査の結果等を記入する。

第
6
学
年

出欠の記録

区分 学年	授業日数	出席停止・ 忌引等の日数	出席しなければ ならない日数	欠席日数	出席日数	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						

4 出席簿

出席簿は公簿であり、5年間の保存に耐えるインクを使用してください。また、記入方法については、町教育委員会が定めたものに従って行うことになりますが、ここには、学校訪問時等の気付きを基に記入例を示しています。

4月出席調査															出席日数 16																		
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	23	24	25	26	27	28	29	30	31	停止・忌引等	要欠出席数	病気	事故	計	席出席数	遅刻数	早退数	
	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木			
1																																	
2																																	
3																																	
4																																	
5																																	
6																																	
7																																	
8																																	
9																																	
10																																	
11																																	
12																																	
13																																	
14																																	
15																																	
16																																	
17																																	
18																																	
19																																	
20																																	
21																																	
22																																	
23																																	
24																																	
25																																	
26																																	
27																																	
28																																	
29																																	
30																																	
31																																	
32																																	
33																																	
34																																	
35																																	
	出席停止・忌引などの人数															授業参観						祝日の場合は、祝日名を朱書する。											
	出席しなければならない人数															指定休業日(入学式)						昭和の日											
	学年始休業日																																
	病気	事故	計																														
	欠席日数																																
	出席日数																																
	遅刻																																
	早退																																

出席簿の記入の仕方

- ・祝日が日曜日にあたる場合は祝日名を記し、その翌日は「休日」と朱書し朱線を入れます。
- ・祝日名は正確に記入します。（「こどもの日」・「みどりの日」等）
- ・休業日（学年始、指定、夏季、冬季、学年末、振替、臨時）、休日、土曜日及び祝日は朱線、朱書します。
- ・休業日のうち、「学年始休業日」「夏季休業日」「冬季休業日」「学年末休業日」は、朱斜（左上から下）で抹消し、休業名を朱字で横書きします。
- ・病欠・事故欠などは具体的に理由を記入します。
- ・出席統計表の備考欄には出席停止・長欠の理由、転出入児童に関する記録（氏名、日付、転出入先）を行います。

5 児童生徒健康診断票

学校においては、毎学年定期に児童生徒等の健康診断が行われています。健康診断結果の記入に当たっては、町教育委員会が定めたものに従って行うことになりますが、ここには、健康診断の目的と役割、及び学校訪問時の気づきを基に記入例を示しています。

(1) 健康診断の目的と役割について

- ① 学校保健安全法では、学校における児童生徒等の健康の保持増進を図るため、学校における保健管理について定めており、学校における健康診断は、この中核に位置します。また、学習指導要領解説特別活動編には、健康安全・体育的行事として例示されており、教育活動として実施される一面も持っています。
- ② 学校における健康診断は、家庭における健康観察を踏まえて、学校生活を送るに当たり支障があるかどうかについて疾病をスクリーニングし、健康状態を把握するという役割と、学校における健康課題を明らかにして健康教育に役立てるという、大きく二つの役割があります。

(2) 記入について ※紙面の都合上（歯・口腔）を先に掲載しています。

① 児童生徒健康診断票（歯・口腔）

児童生徒健康診断票（歯・口腔）										性別		男	女	生年月日	年	月	日	小・中学校用									
年 齢	年 齢	記 録 部	歯 咬 合	歯 の 状 態	歯 式										歯の状態				乳 歯	永 久 歯	種 類 の 数 量	学 校 歯科医 所 見	月 日	事 業 機 関			
					現 在 歯	う 歯	未 歯	歯	失 歯	（例 X X X）	C	O	△	X	CO	現 在 歯 数	未 歯 数	失 歯 数							現 在 歯 数	未 歯 数	失 歯 数
歳	平成 年 度	0 1 2	0 1 2	0 1 2	8	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8	左 上 下 右	左 上 下 右	月				
					E	D	C	B	A	A	B	C	D	E	E	D	C	B	A	A				B	C	D	E
					E	D	C	B	A	A	B	C	D	E	E	D	C	B	A	A				B	C	D	E
歳	平成 年 度	0 1 2	0 1 2	0 1 2	8	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8	左 上 下 右	左 上 下 右	日				
					E	D	C	B	A	A	B	C	D	E	E	D	C	B	A	A				B	C	D	E
					E	D	C	B	A	A	B	C	D	E	E	D	C	B	A	A				B	C	D	E
歳	平成 年 度	0 1 2	0 1 2	0 1 2	8	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8	左 上 下 右	左 上 下 右	月				
					E	D	C	B	A	A	B	C	D	E	E	D	C	B	A	A				B	C	D	E
					E	D	C	B	A	A	B	C	D	E	E	D	C	B	A	A				B	C	D	E
歳	平成 年 度	0 1 2	0 1 2	0 1 2	8	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8	左 上 下 右	左 上 下 右	日				
					E	D	C	B	A	A	B	C	D	E	E	D	C	B	A	A				B	C	D	E
					E	D	C	B	A	A	B	C	D	E	E	D	C	B	A	A				B	C	D	E
歳	平成 年 度	0 1 2	0 1 2	0 1 2	8	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8	左 上 下 右	左 上 下 右	月				
					E	D	C	B	A	A	B	C	D	E	E	D	C	B	A	A				B	C	D	E
					E	D	C	B	A	A	B	C	D	E	E	D	C	B	A	A				B	C	D	E
歳	平成 年 度	0 1 2	0 1 2	0 1 2	8	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8	左 上 下 右	左 上 下 右	日				
					E	D	C	B	A	A	B	C	D	E	E	D	C	B	A	A				B	C	D	E
					E	D	C	B	A	A	B	C	D	E	E	D	C	B	A	A				B	C	D	E

病名及び異常名を
記入します。

児童生徒等の健康診断
マニュアル（平成27
年度改訂P107）に
記入上の注意が記載さ
れています。

② 児童生徒健康診断票（一般）

児童生徒健康診断票（一般） 小・中学校用									
氏名			性別	男	女	生年月日	年	月	日
学校の名称									
年齢	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳
年度									
身長(cm)		児童生徒等の健康診断マニュアル (平成27年度改訂P105)に記入上の注意が記載されています。							
体重(kg)									
栄養状態									
脊柱・胸郭・四肢									
視力	右	()	()	()	()	()	()	()	()
	左	()	()	()	()	()	()	()	()
眼の疾病及び異常		病名又は異常名を記入します。健康診断の結果は、学校医の指示により、健康診断票に記入します。							
聽力	右								
	左								
耳鼻咽頭疾患									
皮膚疾患									
結核	疾病及び異常	病名又は異常名を記入します。指導区分が普通生活D3の場合は、斜線でも構いません。							
	指導区分								
心臓	臨床医学的検査 (心電図等)								
臓器	疾病及び異常								
尿	蛋白第1次								
	糖 第1次								
	その他の検査								
他の疾病及び異常									
学校医	所見	蛋白若しくは糖の第2次検査又は潜血検査等の検査を行った場合の検査項目名及び検査結果を記入します。							
	月 日
事後措置									
備考									

※学校における健康診断においては、学業やこれからの発育に差し支えの出るような疾病がないか、他の人に影響を与えるような感染症にかかっていないかということを見分けることがスクリーニングの目的となります。学校における健康診断では、細かく専門的な診断を行うことまでは求められておらず、異常の有無や医療の必要性の判断を行うものと捉えることが適当です。

(平成25年12月文部科学省「今後の健康診断の在り方等に関する検討会」)

6 転出入簿・除籍簿

転出入簿等は、児童生徒の転出及び転入に関する重要な書類です。転出入台帳に正確な期日等を記載しておく必要があります。

ここでは、学校訪問等で観覧した際の気付き等を記載しますので、留意してください。

(1) 転出入簿について

- 当該児童生徒の個人票を作成し転出入簿に綴っておくと、転出入台帳への記載ミス等を防ぐことができます。

【例】転出児童（生徒）個人票

転出児童（生徒） 年組・氏名	年組
生年月日	平成 年 月 日
保護者氏名	
現住所	
転出先学校名	
転出先学校の住所	〒
転出先学校電話番号	
在学証明書発行日	令和 年 月 日
除籍日	令和 年 月 日
受入通知受領日	令和 年 月 日
指導要録等発送日	

【例】転入児童（生徒）個人票

転入児童（生徒） 年組・氏名	年組
生年月日	平成 年 月 日
保護者氏名	
転居先住所	
受入元学校名	
受入元学校の住所	〒
受入元学校電話番号	
受入日	令和 年 月 日
指導要録等受領日	令和 年 月 日

- 転出先からの受入れの通知書が送付されてきたときは、文書受付をすると、受領日がいつなのか分かります。

(2) 除籍簿（指導要録）について

- こんなケースがありましたので、注意してください。
 - ・ 校長印や担任印が押印されずに、転出先に送付している。
 - ・ 「転学・退学等」の欄が何も記載されずに、転出先に送付している。
 - ・ 「出欠等」の欄を記載せずに、転学先に送付している。
 - ・ 何回も転出をしている児童生徒の場合、これまでの学校での指導要録がすべて写しである（直前の学校分の指導要録は写しであるが、それ以前の学校分の指導要録は原本を送付しなければならない）。

7 週計画案（教務必携等）

週計画案（教務必携等）は、日々の授業等の計画や記録を記入するものです。計画的な教育実践とその振り返りを行い、次の教育実践に生かしていくことで、指導力の向上や児童生徒の学びをつくりあげることにつながります。

(1) 週計画案（教務必携等）の記入例

日 行 事 等	日(月)	日(火)	日(水)	日(木)	日(金)	備 考
1 校時	算数「わり算」2/10 (め) $60 \div 20$ の計算ができる。 (評) 適用問題5問を解くことができる。 (様子) Nさんは商に0を付け足していた。Tさんは理解は不確かだが、計算問題はできていた。					各時間のめあてと評価、及び児童生徒の学習の様子を記入します。
2 校時	国語「アップヒルーズで伝える」4/8 (め) 説明の仕方の工夫を見つけることができる。 (評) 違いを読み取り説明の仕方の工夫をまとめている。 (様子) まとめ方に戸惑っていた。形式等を示す必要があった。					
3 校時						
4 校時						授業時数累計
5 校時						教科 予定 実施 累計
6 校時						国 7 7 186 社 2 2 54 算 5 5 135 理 3 3 80 生
備 考						週ごとに授業時数を集計し、月ごとに予定との整合性を図ります。

8 安全点検簿

学校保健安全法において、学校の施設及び設備の安全点検を計画的に実施することが定められています。

安全点検簿の作成・活用により、教職員全員による組織的、計画的かつ継続的な安全点検を行い、日常及び臨時の安全点検の質を確保すること、状況把握等の共通理解及び必要な改善措置等を迅速に行なうことが大切です。

(1) 学校保健安全法施行規則（表中「規則」）に基づく安全点検簿作成の考え方

安全点検の種類	時期・方法等	対象	法的根拠等
定期の安全点検	毎学期1回以上 計画的に、また教職員全員が組織的に実施	児童生徒が使用する施設・設備及び防火、防災、防犯に関する設備などについて	毎学期1回以上、幼児、児童、生徒又は学生が通常使用する施設及び設備の異常の有無について継続的に行わなければならない（規則28条第1項）
	毎月1回 計画的に、また教職員全員が組織的に実施	児童生徒等が多く使用すると思われる校地、運動場、教室、特別教室、廊下、昇降口、ベランダ、階段、便所、手洗い場、給食室、図書室、屋上など	明確な規定はないが、各学校の実情に応じて、上記（規則28条第1項）に準じて行われる例が多い
臨時の安全点検	必要があるとき ・運動会や体育祭、学芸会や文化祭、展覧会などの学校行事の前後 ・暴風雨、地震、近隣での火災などの災害時 ・近隣で危害のおそれのある犯罪（侵入や放火など）の発生時など	必要に応じて点検項目を設定	必要があるときは、臨時に、安全点検を行う（規則28条第2項）
日常の安全点検	毎授業日毎	児童生徒等が最も多く活動を行うと思われる個所について	設備等について日常的な点検を行い、環境の安全の確保を図らなければならない（規則29条）

（参考）「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育（H31.3 文部科学省）

(2) 安全点検簿の作成例 (山都町立矢部小学校の例)

場所	○年○組教室	点検者氏名・印	点検方法	○異常なし △異常あり(軽度) ×異常あり(修理・交換)	備考 (異常の詳細記入)
No.	点 檢 項 目		目 打 振 負 荷 作 動	4 / 5 / 6 / 7 / 8 / 9 / 10 / 11	定期及び臨時に点検の記述をすることができます。
1	窓ガラス・出入り口の扉は外れやすかったり、損傷していたりしないか。		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	点検場所や設置物に即して多様な点検方法が設定されています。
2	窓や出入り口の鍵じまりはできるか。		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	具体的な状況と改善措置について記述し、共通理解を図ることができます。
3	カーテン（暗幕・レール等）・ペランダ・バルコニーに損傷はないか。		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
4	教室備品（オルガン・戸締・清掃用具入れ等）に損傷はないか。		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
5	教室備品（オルガン・戸締・清掃用具入れ）に転倒防止がされているか。		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
6	電子黒板などの電気製品の故障、プラグやコードの損傷はないか。		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
7	照明器具やスイッチ、コンセントの差し込み、コードに接触不良や損傷はないか。		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
8	黒板・室内的の照度は適切か。（照度計による計測：昼・夜間）				
9	黒板や黒板クリーナー等に破損や故障はないか。		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
10	床面に浮き、摩耗、破損、ゆがみがあつたり、釘や、さざくれが出たりしているか。		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
11	固定式スクリーンはしっかりとめられ、作動するか。		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	○ 繼続的な点検及び改善措置を一覧にして視覚的に見やすく作成されています。
12	掲示の画版等はしっかりとめられ、フックなどの金具類が身体に触れて危険はないか。		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	○ 季節等によって使用方法が変更するプロール設備等は、時期による点検項目及び方法等を変更するなどの留意が必要です。
13	机・椅子・教卓・教室にさざくれがあつたり、ネジの緩みや釘などが出ていないか。		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	○ 校外における通学路等の安全点検には、地域ボランティア等の活用も有効です。
14	配膳台は損傷していないか。		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
15	暖房器具の被覆や不具合はないか。		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
16	暖房器具の周りに障害物や燃えやすい物はないか。		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
17	暖房器具の使用規程等がつづられ、守られているか。				
18	個人ロッカーは適切に使用されているか。（破損・中の清掃など）		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
19	ゴミ箱等が破損したり、悪臭を発生していないか。		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
20	綱は固定され、亀裂・破損はないか。		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
21	洗面台は清潔で、つまりや悪臭を出していないか。		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
22	管理責任者は明確に表示されているか。		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
23	内壁に剥離や亀裂があつたり、天井に破損やシミ、雨漏りがあつたりしないか。		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
24	放送設備は、常に正常に機能しているか。				
※ 連絡事項（その他の点検箇所等）					
<p>担当者との連絡事項が設定されていました。</p> <p>多项目にわたる安全確認が設定されています。</p>					
			担当者	担当者	
			保健主事	保健主事	
			確認印	確認印	
			教頭	教頭	
			校長	校長	

III 令和元年度(2019年度)教育諸計画等の作成に関するチェックリスト(学校訪問の気付き等から)

※下線・太字：新規または付加

関係項目	チェック項目	チェック
1 教育課程全般	学習指導要領の趣旨に即した教育課程の編成 育成を目指す資質・能力の明確化と共有化（詳細はみどりかわ参照） カリキュラム・マネジメントに基づく教科等横断的な教育課程編成の実施 各教科等の年間指導計画の見直し（小学校） P D C A 検証改善サイクル（課題改善プラン）の見直し	
2 校内研究・研修	研修方法の更なる工夫改善 具及び全国学力・学習状況調査の結果等の活用 具及び全国学力・学習状況調査の過去問題の活用	
3 道徳教育	主題配列一覧の作成（「熊本の心」3コ）「『地震関連教材』2つ」の位置付け 全体計画別葉の作成・見直し 道徳科の時間の研究授業の実施	
4 総合的な学習の時間	「熊本の心」を活用した道徳科の全学級の時間の授業公開 「命を大切にする心」を育む指導プログラム」の見直し 全体計画及び年間指導計画の再整備（詳細はみどりかわ参照） 探求課題とその解決をとおして育成を目指す資質・能力の設定（詳細はみどりかわ参照） 移行期間終了前の評価規準の作成（詳細はみどりかわ参照）	
5 特別活動	小学校：全ての学年で学級活動（1）～（3）の内容の実施 中学校：全ての学年で学級活動（1）～（3）の内容の実施 話合い活動の充実	
6 人権教育	「第三次とりまとめ」及び「人権教育推進資料」の活用 「重点的な取組に関する点検・評価項目」を参考にした学校評価項目への位置付け、見直し 「差別事象発生に関する対応マニュアル」の見直し 人権教育を通じて育てたい資質・能力の3つの側面（知識的・倫理的・態度的側面）からの位置づけ	
7 特別支援教育	児童生徒一人一人の実態に応じた教育課程の編成 個別の教育支援計画の作成、※「合理的配慮」の記載 個別の指導計画・自立活動目標設定シートの作成 幼・保等、小、中、高の引継ぎ（個別の支援計画、指導計画等）	
8 生徒指導	「子どもの居場所づくり推進テーブル」に示された4つの観点からの取組の明記 学校いじめ防止基本方針の見直しと学校評価項目への位置づけ 学校のアンケート・学校独自アンケート実施後の全児童生徒への教育相談の実施	
9 環境教育	学校版環境 I S O（実態に応じた数値目標の設定と継続的な記録、目標達成に向けた取組の見直し。） 水俣病資料館と連携した「水俣に学ぶふる子教室」の取組（連絡票の活用と「目指す具体的な子どもたちの姿」の実現に向けた取組、事前・事後指導の計画的な取組。）（小学校）	
10 就学前教育	園と連携したスタートカリキュラムの見直しと活用（小学校） 各町版連携カリキュラムに基づく具体策の実施	
11 キヤリア教育	「基礎的・汎用的能力」を踏まえた全体・年間指導計画の見直し 「キャリア・パスポート」の例示資料集を参考に作成・実施	
12 国際理解教育	外国语活動等に関する研究授業の実施（小学校） 年間指導計画の作成（小学校）	
13 情報教育	「KUMAMOTO English Standard」の活用（中学校） ICTを活用した授業の位置付け 情報モラル教育の位置付け プログラミング教育の位置付け	
14 学校図書館	読書活動の時間確保 推薦図書・必読書リストの作成 学校図書館図書標準達成に向けた計画的な図書整備	
15 食育	食に関する指導の全体計画・年間指導計画の見直し (参照：「食に関する指導の手引き」(H3.1文科省)等)	
16 健康教育	アレルギーに関する研修の年間計画への位置付け（年1回以上） (1) 学校保健 学校保健委員会の年間計画への位置付け（年2回以上） (2) 学校体育 フットサル人口の年間計画への位置付けと実施計画の見直し (3) 学校給食 健康管理体制の徹底と充実 (4) 学校安全 危険等発生時対処要領（学校防災マニュアル）の見直し 学校防災年間計画の作成及び見直し 学校安全計画の見直し（新たな危機事象への対応を含む）	
17 性に関する指導	指導内容の見直し（教科等への位置付けを含む）	
18 部活動	方針等に基づく適正で魅力ある部活動の計画	

